



**第2次佐渡市障がい者計画
第3期佐渡市障がい福祉計画**

(案)

平成24年 月

佐渡市

(スペース)

目 次

第1編 第2次佐渡市障がい者計画	1
第1章 計画策定の概要	3
第1節 計画策定の背景	3
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の概要と期間	5
1 「第2次佐渡市障がい者計画」の策定	5
2 「第3期佐渡市障がい福祉計画」の策定	5
3 計画の見直し	5
第4節 障がい者の範囲	7
第5節 計画の推進と進行管理	7
1 庁内推進体制	7
2 関連福祉施策との連携	7
3 アンケートの実施	7
4 市民参加による計画策定	7
5 広域的な連携	8
第2章 障がい者の現状と課題	9
第1節 障がい者の現状と課題	9
1 障がい者等の現状	9
第2節 アンケート調査による障がい者の状況	13
1 調査の実施	13
2 調査方法と結果	13
3 調査結果の概要	14
第3章 計画の基本的考え方	21
第1節 障がい福祉をめぐる課題	21
1 地域での生活が続けられる佐渡へ	21
2 希望する福祉サービスがいつでも受けられる佐渡へ	21
3 就労支援への取組	21
4 障がいのある人とともに暮らす佐渡へ	22
第3節 基本目標	24
第4節 主要施策	26
1 「啓発・交流の促進」	26
2 「生活支援の充実」	26
3 「各種福祉サービスの充実」	26

4	「生活環境と安全・安心の島（まち）づくり」	26
5	「教育・育成」	27
6	「雇用・就労の支援と所得保障」	27
7	「社会参加の促進」	27
8	「保健・医療の充実と障がいの発生の予防」	27
	第5節 施策の体系	28
	第4章 基本計画	30
	第1節 啓発・交流の促進	30
1	理解・啓発活動の推進	30
2	福祉教育等の促進	31
3	障がい者の人権、権利擁護	32
4	ボランティア活動やNPO活動の支援	33
	第2節 生活支援の充実	34
1	相談と利用者本位の生活支援体制の充実	34
2	地域生活への移行	35
3	生活安定施策の推進	36
4	情報提供・コミュニケーション支援の充実	37
	第3節 各種福祉サービスの充実	38
1	障がい福祉サービスの充実	38
2	福祉サービスの評価と質の確保	39
3	専門職の養成・確保	40
	第4節 生活環境と安全・安心の島（まち）づくり	41
1	移動・交通手段の充実	41
2	バリアフリーの島（まち）づくり	42
3	防災対策	43
4	地域の安全対策	44
	第5節 教育・育成	44
1	一貫した相談支援体制の整備	45
2	学校教育の充実	46
3	支援体制の充実	47
	第6節 雇用・就労の支援と所得保障	48
1	雇用の拡大	49
2	就労環境の整備	49
3	所得保障・工賃水準引き上げ	50
	第7節 社会参加の促進	51
1	地域活動への参加促進	51

2	スポ - ツ、芸術・文化、レクリエ - ション活動等の推進	52
3	選挙と政治参加	53
4	交流・ふれあいの拡充	53
第8節	保健・医療の充実と障がいの発生の予防	54
1	障がいの予防対策の充実	54
2	障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進	55
3	保健・医療・リハビリテーションの充実	56
4	難病・発達障がいへの支援	57
5	精神障がい者に係る地域移行の促進と医療における適正手続きの確保	58
第5章	計画の推進体制	59
1	計画の普及啓発	59
2	各主体の役割	59
3	地域自立支援協議会の活用	60
4	点検及び評価	60
第2編	第3期佐渡市障がい福祉計画	63
第6章	障がい福祉計画の基本的考え方	65
第1節	基本的な理念	65
第2節	基本的な考え方	66
1	日中活動と住まいの場の分離	66
2	自立した地域生活を支える三つの場	66
3	一元的なサービス提供	67
5	相談支援事業の取り組み	67
第7章	第2期計画の検証	68
第1節	第2期計画における数値目標に対する実績	68
1	障がい福祉サービス	68
2	地域生活支援事業	71
第8章	福祉サービス等の数値目標	76
第1節	数値目標	76
1	施設入所者の地域生活への移行	76
2	福祉施設から一般就労への移行等	77
第2節	障がい福祉サービス	79
1	訪問系サービス	79
2	日中活動系サービス	81
3	居住系サービス	83
4	指定相談支援サービス	84

第3節	地域生活支援事業	85
1	相談支援事業	85
2	市町村相談支援機能強化事業	85
3	成年後見制度利用支援事業	86
4	コミュニケーション支援事業	86
5	日常生活用具給付等事業	87
6	移動支援事業	88
7	地域活動支援センター事業	88
8	その他の事業	89
第9章	サービス見込量の確保の方策	91
1	在宅生活支援サービス	91
2	日中活動の場となるサービス	91
3	住まいの場となるサービス	91
4	相談支援	92
5	地域生活支援事業	92

第1編 第2次佐渡市障がい者計画

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の背景

近年、障がい者福祉をめぐる動向はめまぐるしく展開し、障がい者の自立及び社会参加の支援等に関する理念やその実現に向けた関連諸法の整備が進められています。

平成16年（2004年）6月に障害者基本法が改正され、障がいを理由とする差別や権利利益を侵害する行為の禁止が規定されました。また、市町村には、障がい者のための施策に関する基本的な計画（市町村障がい者計画）を策定することが義務づけられました。

平成17年（2005年）4月には、発達障害者支援法が施行され、従来の施策では十分な対応がなされなかった発達障がい児・者に対する支援と、発達障がいの定義と法的な位置づけが確立されました。また、平成18年（2006年）4月には、障害者自立支援法が施行され、障がい者福祉は大きな変革を迎えました。

しかしながら、障害者自立支援法については、利用者の負担等をめぐって反対意見も少なからずみられ、平成21年度には、「障がい者制度改革推進本部」が設置され、本部の下で「障がい者制度改革推進会議」において総合福祉部会を設置し、検討を始めています。

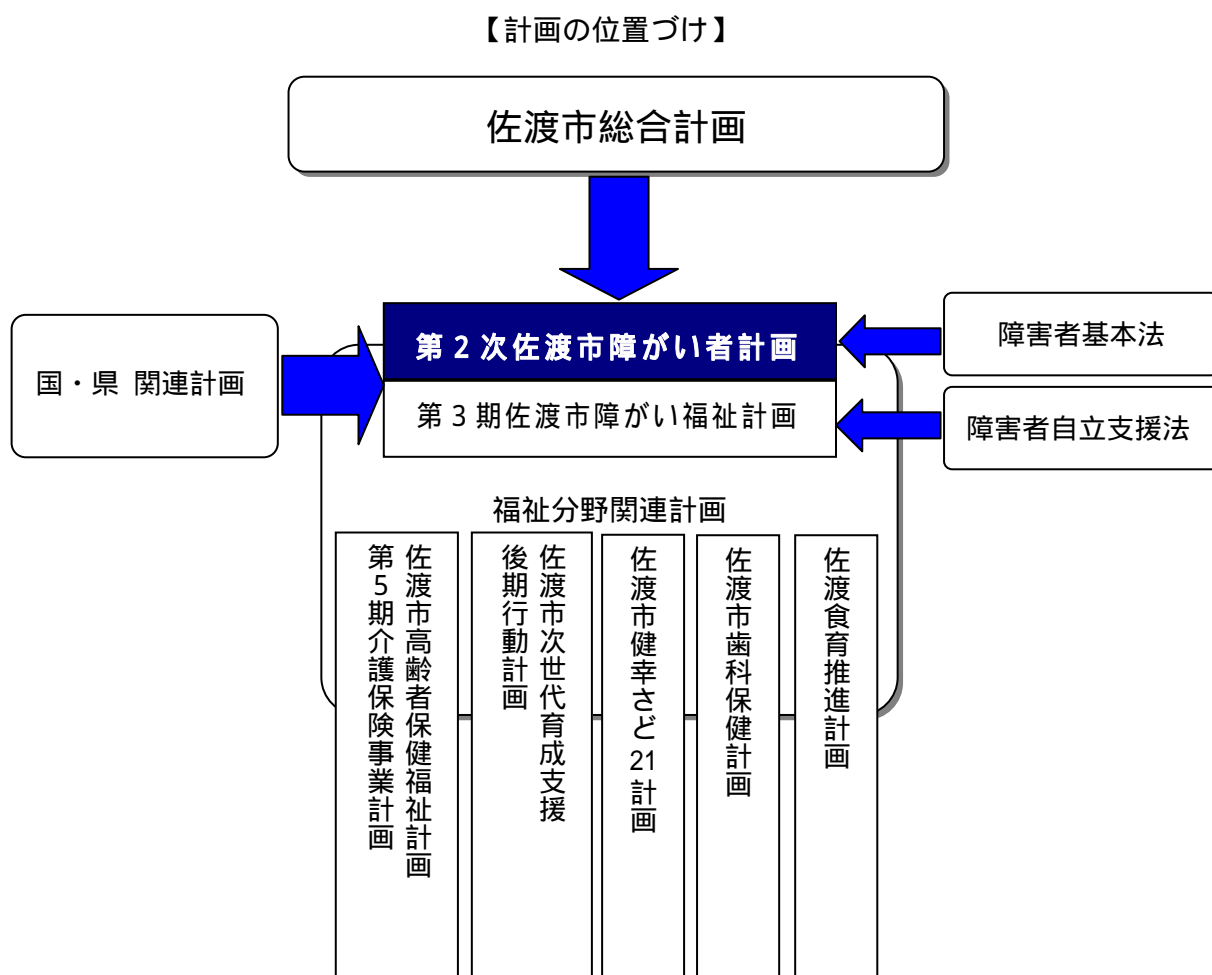
制度改革の方向としては、「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応益負担から応能負担とする障害者総合福祉法（仮称）を整備することとなっており、今年度中に新法の骨格を示し、平成25年度の実施を目指して作業が進められています。

今回、平成23年度は平成24年度から3年間の障がい福祉計画と6年間の障がい者計画を策定することとなりましたが、こうした背景から、障害者自立支援法に基づく最後の計画として作成されることとなりました。また、新法が未成立であることから、その間のつなぎとして障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が成立したところです。

こうしたことから、特に障害者基本法による市町村障がい者計画においては、新しい方針を考慮しつつ計画を策定するとともに、障がい福祉計画においては、市の実状に応じた事業量の提供を図るべく、障害者自立支援法等に基づき計画を策定するものとします。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障がい者計画」及び障害者自立支援法第88条に規定する「市町村障がい福祉計画」であり、国の基本指針に即し、新潟県障害福祉計画、並びに「佐渡市総合計画」の基本構想において、基本的方向として示された「豊かな自然 薫り高い文化活気あふれる新しい島づくり」を基本として、健康・福祉分野における基本目標の「健やかで思いやりあふれるまちづくり」の各施策に即すとともに、関連分野の計画との整合を図り策定したものです。



第3節 計画の概要と期間

1 「第2次佐渡市障がい者計画」の策定

「障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障がい者計画」であり、障がい者及び障がい児への施策推進に関して、本市における福祉・保健・医療・雇用・教育・まちづくりなど障がい者のための施策について、基本理念や基本目標、施策の体系など基本的な指針を示します。

計画期間は、平成24年度から平成29年度までの6年間の基本計画とします。

2 「第3期佐渡市障がい福祉計画」の策定

「障がい福祉計画」は障害者自立支援法第88条に規定する計画であり、各年度における障がい福祉サービスの必要量の見込みを示すとともに、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に関し必要な事項を示します。

障がい福祉計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年であり、平成21年度から平成23年度までの第2期計画を見直します。

3 計画の見直し

なお、現在「障害者総合福祉法(仮称)」が検討中であり、国においては、平成25年8月までの実施を目指していることから、計画期間中に障がい者計画及び障がい福祉計画を見直す可能性があります。

図表1-1 計画期間

年 度	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
佐渡市 障がい者計画	第1次計画 (H19～H23)			第2次計画					
佐渡市 障がい福祉計画	第2期計画			第3期計画			第4期計画		

図表1-2 障がい者計画と障がい福祉計画との関係

障がい者計画 施策の展開	障害者基本法の改正
1. 地域生活 2. 労働及び雇用 3. 教育 4. 健康、医療	
5. 障がい原因の予防	
6. 精神障がい者に係る地域移行の促進と医療における適正手続きの確保	
7. 相談等 8. 住宅等 9. ユニバーサルデザインと技術開発	
10. 公共的施設のバリアフリー化と交通・移動の確保	
11. 情報アクセスと言語・コミュニケーション保障 12. 文化・スポーツ	
13. 所得保障 14. 政治参加 15. 司法手続 16. 国際協力	
障がい福祉計画 整備内容	障害者自立支援法
1. 地域生活及び一般就労への移行に向けた平成26年度の目標の設定	
2. 指定障がい福祉サービス等の見込み量の設定と確保策	
3. 地域生活支援事業の見込み量の設定と確保策	

第4節 障がい者の範囲

この計画における「障がい者」という用語については、障害者基本法第2条で定められているところの、身体障がい、知的障がい又は精神（発達障がいを含む）の障がいがある方々と難病患者等で、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人を総称することとします。

第5節 計画の推進と進行管理

1 庁内推進体制

本計画は内容が市行政の広範な分野にわたっていることから、関係各課による庁内の推進体制を整備し、各課の施策との整合を図っています。

2 関連福祉施策との連携

障がい者施策の中には、高齢者施策や介護保険事業等と関連するものがあることから、高齢者・介護保険事業と障がい者施策との相互の連携調整を図っています。

3 アンケートの実施

計画策定にあたり、障がい者の生活実態と障がい福祉サービス等への利用意向を調べるためアンケート調査を実施し、その結果を計画に反映しています。

4 市民参加による計画策定

計画の推進にあたっては、障がい者団体等市民参加により推進しています。

また、計画の素案について、社会福祉課（市役所本庁）、各支所市民課、行政サービスセンター、中央図書館、教育委員会各教育事務所および地区

教育系の窓口、市ホームページでの閲覧等により公開し、広く市民からの意見公募（パブリックコメント）を実施することにより、それらの意見を計画に反映しています。

5 広域的な連携

障がい者福祉に関わる諸施設は広域的なものが多く、本市においても多くの障がい者が市外の施設を利用しています。こうしたことから広域的に関連する島外自治体との連携、協議を図りながら計画の策定、事業実施を進めます。

第2章 障がい者の現状と課題

第1節 障がい者の現状と課題

計画策定にあたり、障がい者の現状を把握するとともに、第2期計画について、実施状況を検証することとします。

1 障がい者等の現状

(1) 身体障がい者(児)の現状

本市の身体障害者手帳所持者は、平成23年3月31日現在で3,550人となっています。総人口が減少傾向にあるなかで、身体障がい者数はほぼ横ばいとなっています。

障がい別に見ると「肢体不自由」が最も多く、2,127人で全体の59.9%となっています。次に多いのは「内部障がい」で672人、18.9%、「聴覚・平衡」が496人、14.0%、「視覚」が209人、「音声・言語」が46人となっています。

等級別では、「1級」が1,021人、「2級」が548人、「3級」が731人、「4級」が655人、「5級」が224人、「6級」が371人です。

図表2-1 障がい者数の推移

(単位：人、%)

年 度	人口(人)	障がい者数(人)	構成比(%)
平成18年度	66,964	3,447	5.1
平成19年度	66,024	3,513	5.3
平成20年度	65,055	3,557	5.5
平成21年度	64,268	3,583	5.6
平成22年度	63,231	3,550	5.6

各年度3月31日現在

図表2-2 身体障害者手帳交付状況

(単位：人、%)

等級	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部障がい	手帳所持者総数
1 級	60	2	3	504	452	1,021
2 級	68	88	3	387	2	548
3 級	21	87	23	488	112	731
4 級	17	66	17	449	106	655
5 級	24	1	0	199	0	224
6 級	19	252	0	100	0	371
合計	209	496	46	2,127	672	3,550
構成比	5.9	14.0	1.3	59.9	18.9	100.0

平成 23 年 3 月 31 日現在

(2) 知的障がい者 (児) の状況

本市の療育手帳所持者は、平成 23 年 3 月 31 日現在で 502 人であり、この数年の推移をみると、増加傾向にあります。

判定別に見ると「A (重度)」が 182 人、「B (中度・軽度)」が 320 人となっています。

年齢別では、「18 歳未満」が 61 人、「18 歳以上」が 441 人です。

図表2-3 療育手帳所持者の推移

(単位：人、%)

年 度	人口 (人)	障がい者数 (人)			構成比 (%)
		A	B	計	
平成 18 年度	66,964	177	272	449	0.7
平成 19 年度	66,024	182	278	460	0.7
平成 20 年度	65,055	183	298	481	0.7
平成 21 年度	64,268	182	310	492	0.8
平成 22 年度	63,231	182	320	502	0.8

各年度 3 月 31 日現在

図表2-4 療育手帳所持者の年齢別推移

(単位：人)

年 度	18 歳未満	18 歳以上	計
平成 18 年度	55	394	449
平成 19 年度	56	404	460
平成 20 年度	62	419	481
平成 21 年度	67	425	492
平成 22 年度	61	441	502

各年度 3 月 31 日現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 23 年 3 月 31 日現在で 436 人です。等級別に見ると「1 級」が 31 人、「2 級」が 379 人、「3 級」が 26 人です。

精神障がい者については、手帳を取得していない人も多く、自立支援医療の受給者は 788 人となっています。

図表2-5 精神障害保健福祉手帳交付状況

(単位：人)

年 度	1 級	2 級	3 級	合 計
平成 18 年度	51	310	39	400
平成 19 年度	46	327	37	410
平成 20 年度	38	369	30	437
平成 21 年度	34	379	23	436
平成 22 年度	31	379	26	436

各年度 3 月 31 日現在

図表2-6 精神障害者自立支援医療受給者の推移

(単位：人)

年 度	受給者
平成 18 年度	720
平成 19 年度	720
平成 20 年度	753
平成 21 年度	755
平成 22 年度	788

各年度 3 月 31 日現在

(4) 障害程度区分別認定者

障がい福祉サービス受給の基準となる障害程度区分は、認定者が 270 人となっています。内訳は下記のとおりとなります。

図表2-7 障害程度区分別認定者数

(単位：人)

区 分	合 計
区分 1	45
区分 2	63
区分 3	46
区分 4	35
区分 5	27
区分 6	54
合計	270

平成 23 年 3 月 31 日現在

第2節 アンケート調査による障がい者の状況

1 調査の実施

本調査は、第2次佐渡市障がい者計画及び第3期佐渡市障がい福祉計画策定にあたり、市内の障がい者に対し、その生活実態を明らかにするとともに、障がい福祉サービスの利用希望など策定にあたる基礎データの入手・分析を行うとともに、障がい者をめぐる本市における課題の抽出等を目的としています。

2 調査方法と結果

本調査は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象として、調査期間は、平成23年11月から12月まで実施しました。調査票の配布・回収方法は次のとおりです。

図表2-8 調査方法

調査名	障がい者福祉に関するアンケート調査
調査対象者	市内の障がい者
母数	平成23年10月21日現在の各種障害者手帳所持者 身体障害者手帳所持者3,559人、療育手帳所持者506人、精神障害者保健福祉手帳所持者449人（重複障がいを含む）計4,514件
抽出方法	全数調査
調査方法	郵送法

図表2-9 調査票の配布・回収

調査名	配布数	有効回収数	回収率(%)
障がい福祉に関するアンケート調査	4,514	2,798	61.2

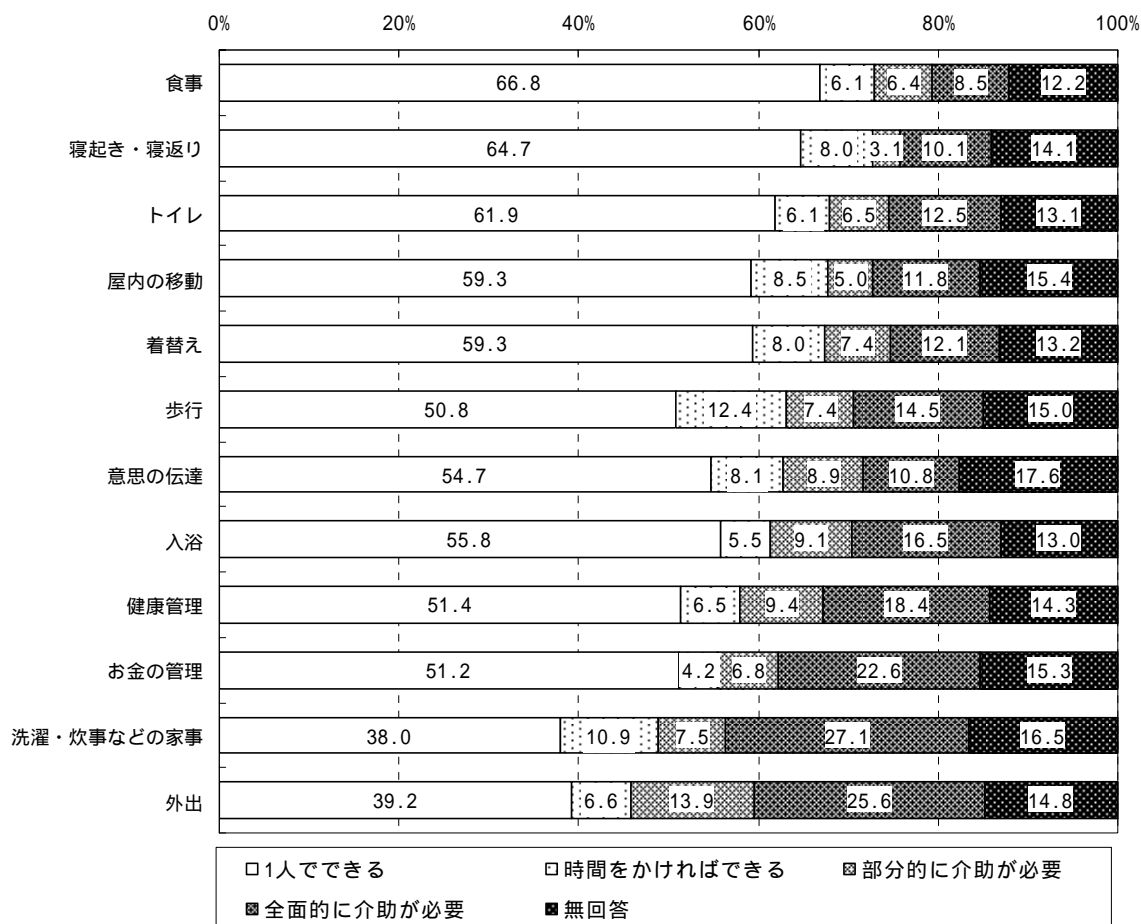
3 調査結果の概要

(1) 障がい者の介助の状況

日常生活での介助について、「一人でできる」と「時間をかければ一人でできる」をあわせた回答の多い順にみると、最も高いのは「食事」となっており、次いで「寝起き・寝返り」、「トイレ」、「屋内の移動」、「着替え」などの順となっています。

逆に、介助の必要な人をみると「外出」、「洗濯・炊事などの家事」、「お金の管理」、「健康管理」などがあげられています。

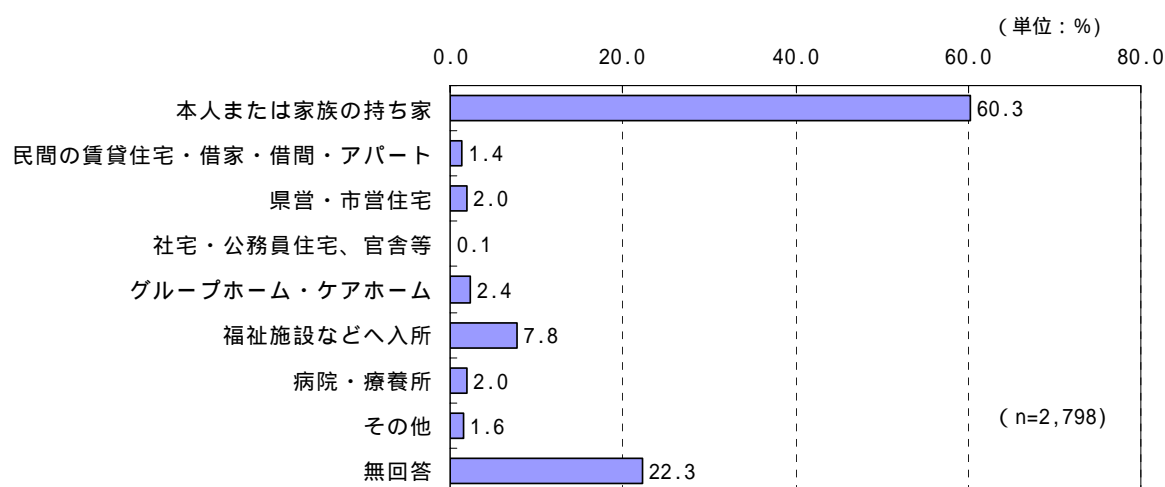
図表2-10 日常生活での介助



(2) 今後の生活場所

今後の生活場所の希望としては「本人または家族の持ち家」が60.3%と最も多くなっており、「福祉施設などへの入所」が7.8%となっています。また「民間の賃貸住宅・借家・アパート」は1.4%、「県営・市営住宅」は2.0%と少数です。「グループホーム・ケアホーム」は2.4%となっています。

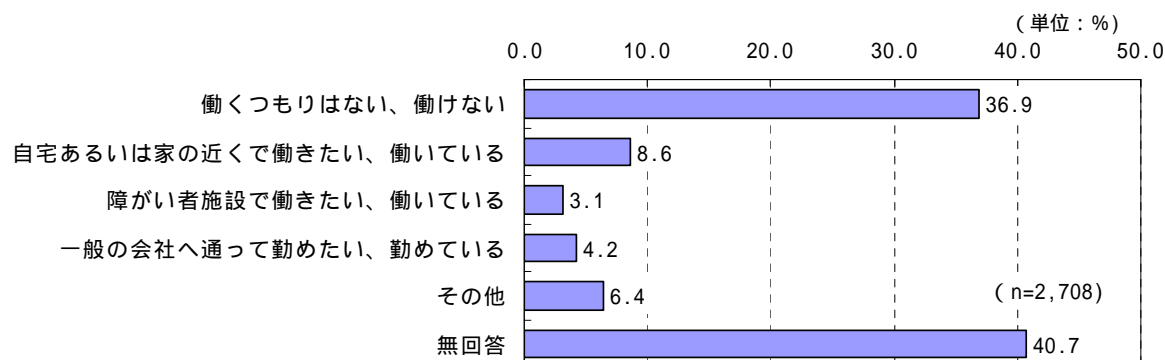
図表2-11 今後の生活場所



(3) 就労状況

通園・通学を除く障がい者の就労状況をみると「働くつもりはない、働けない」が36.9%と最も多く、「自宅あるいは家の近くで働きたい、働いている」は8.6%、「障がい者施設で働きたい、働いている」は3.1%、「一般の会社へ通って勤めたい、勤めている」は4.2%などとなっています。

図表2-12 就労状況

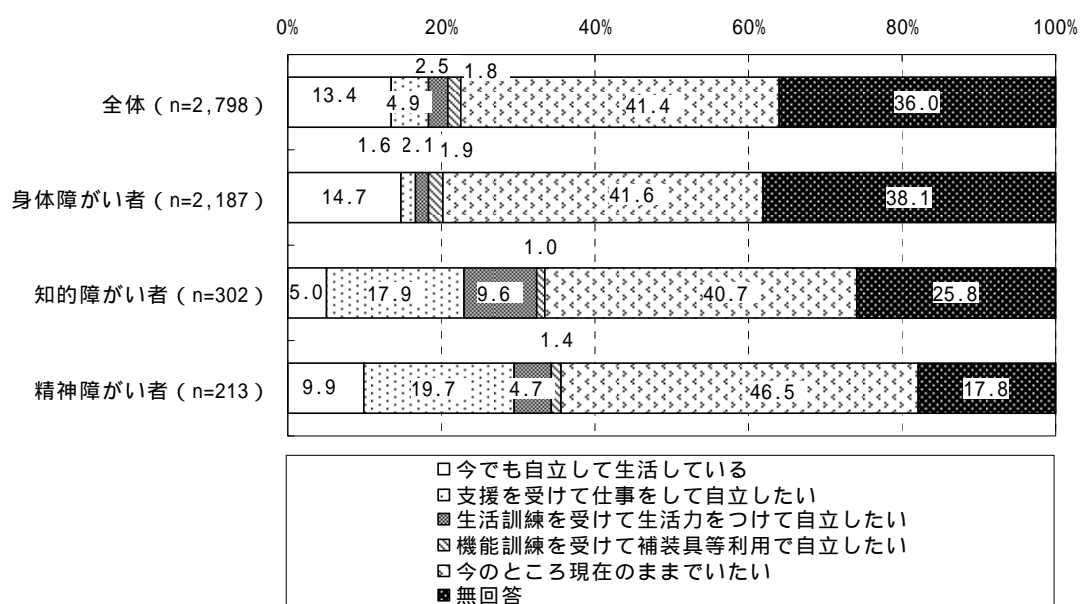


(4) 社会復帰

社会復帰に関する考え方は、「今のところ現在のままでいたい」という障がい者が最も多く41.4%となっています。「今でも自立して生活している」が13.4%、「支援を受けて、仕事をして自立したい」(就労移行支援・就労継続支援等)は4.9%、「生活訓練を受けて、生活力をつけて自立したい」は2.5%、「機能訓練を受けて、補装具等の利用で自立したい」は1.8%です。

障がい別では、身体障がい者では「今でも自立して生活している」が14.7%と多く、知的障がい者と精神障がい者では、「支援を受けて、仕事をして自立したい」がそれぞれ17.9%と19.7%と多くなっています。

図表2-13 社会復帰



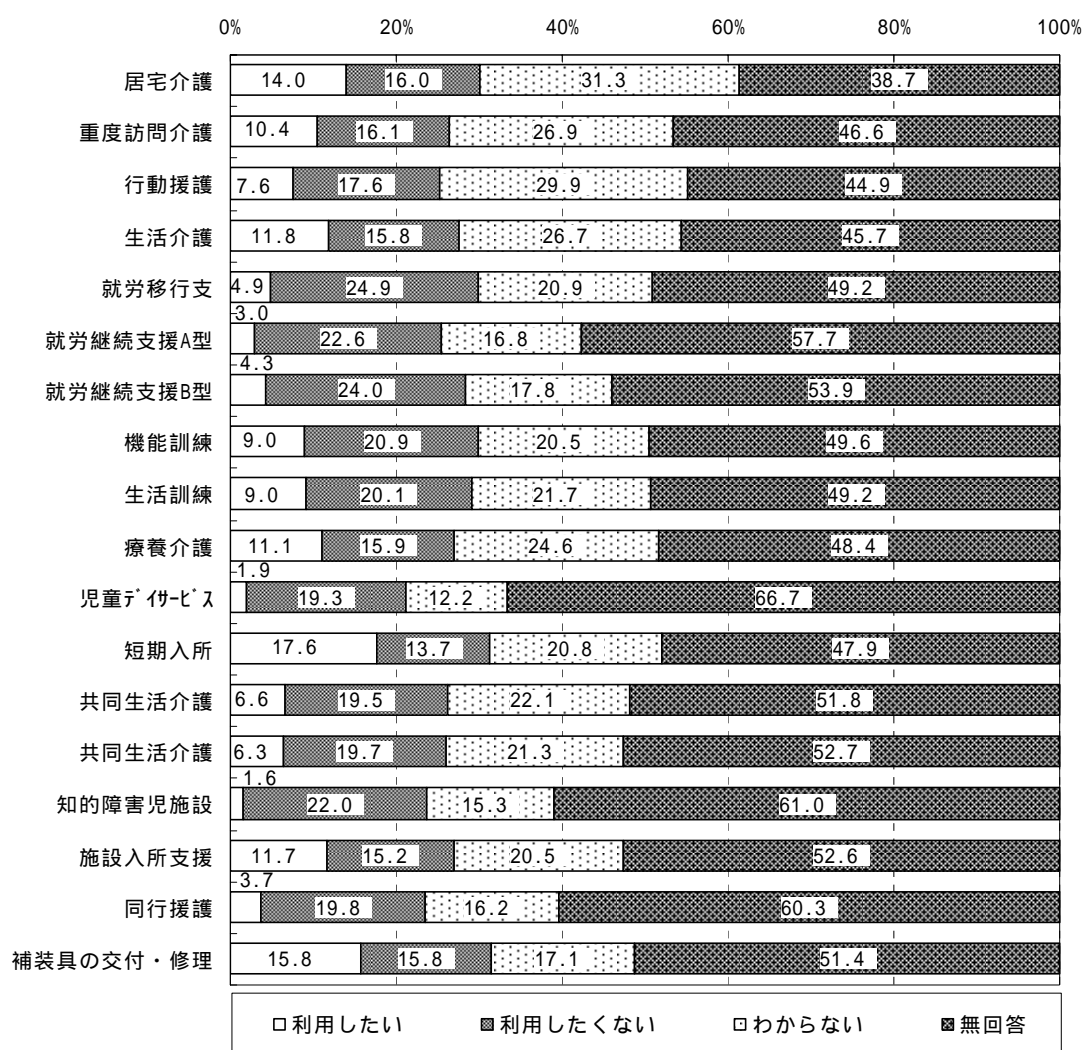
(5) 福祉サービス等の利用希望

福祉サービス等の利用希望

今後の福祉サービスの利用希望をみると、「短期入所」の利用希望が最も多く17.6%となっています。次いで「居宅介護」が14.0%、「生活介護」が11.8%、「施設入所支援」が11.7%、「療養介護」が11.1%でこれらが1割を超えています。

また、「補装具の交付・修理」は15.8%となっています。

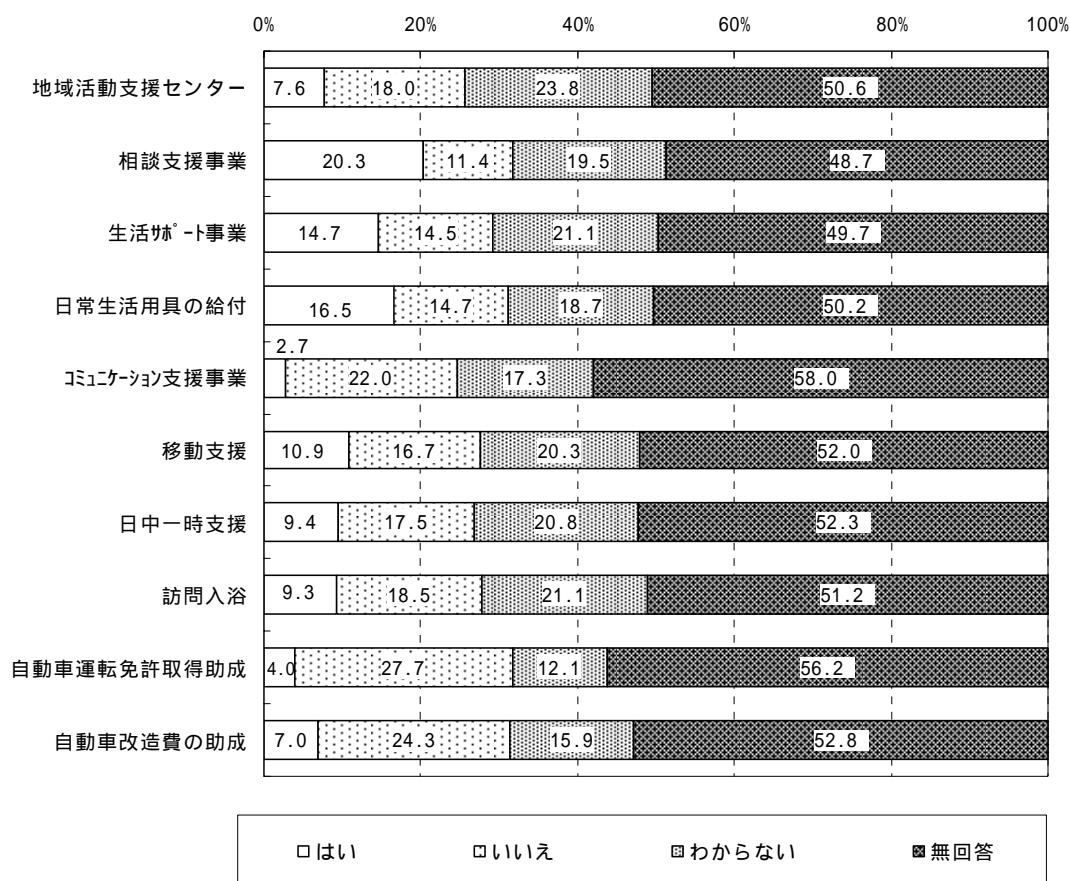
図表2-14 福祉サービス等の利用希望



地域生活支援事業等の利用希望

今後の地域生活支援事業等の利用希望をみると、「相談支援」が20.3%、「日常生活用具の給付」が6.5%、「生活サポート事業」が14.7%、「移動支援」が10.9%などとなっています。

図表2-15 地域生活支援事業等の利用希望

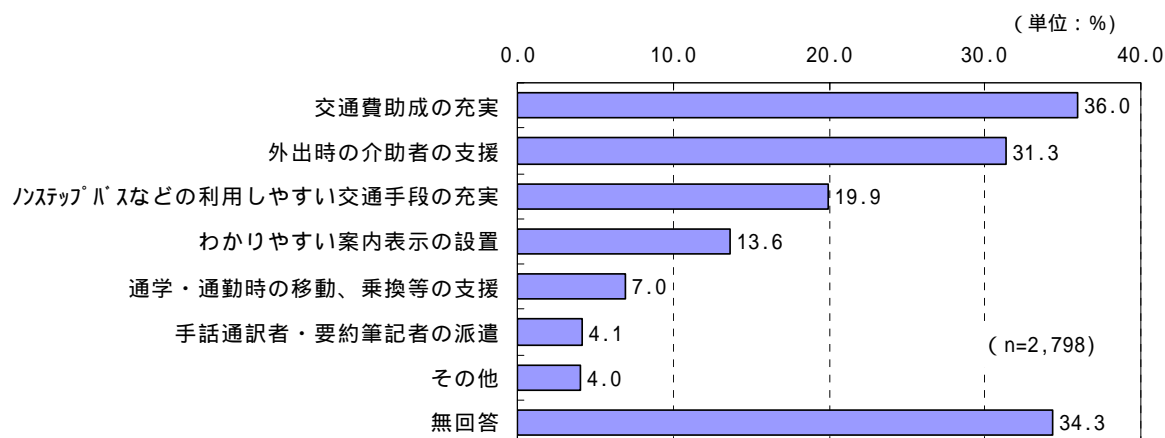


(6) 外出

外出支援・交通機関について

外出を支援するために求められていることでは「交通費助成の充実」が36.0%と最も多く、次いで「外出時の介助者の支援」が31.3%、「ノンステップバスなどの利用しやすい交通手段の充実」が19.9%、「わかりやすい案内表示の設置」が13.6%などとなっています。

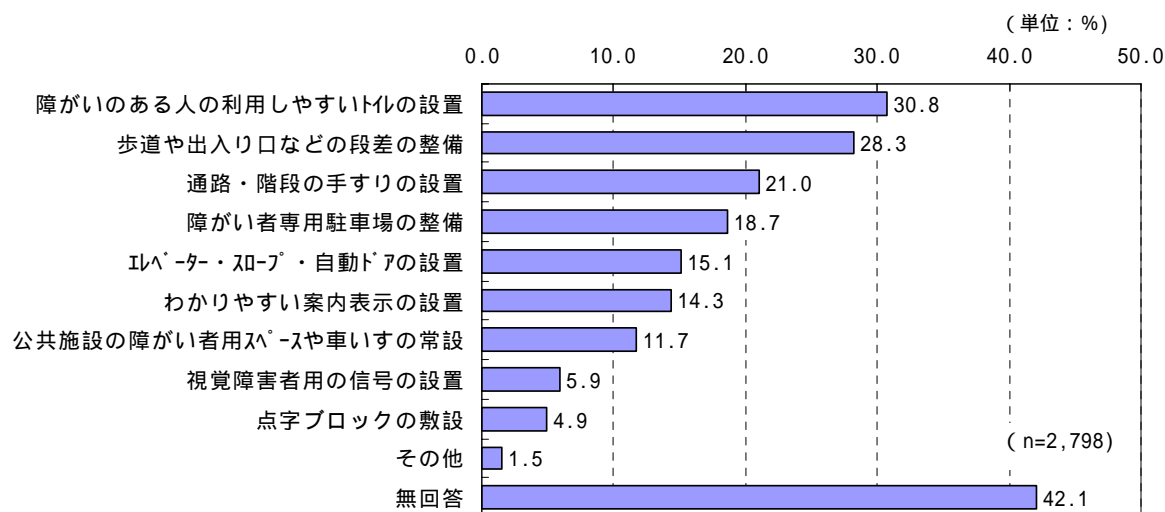
図表2-16 外出支援・交通機関



公共施設等の改善

公共施設等のバリアフリー化については、「障がいのある人の利用しやすいトイレの設置」が30.8%、「歩道や出入り口などの段差の整備」が28.3%、「通路・階段の手すりの設置」が21.0%、「障がい者専用駐車場の整備」が18.7%と上位にあげられています。

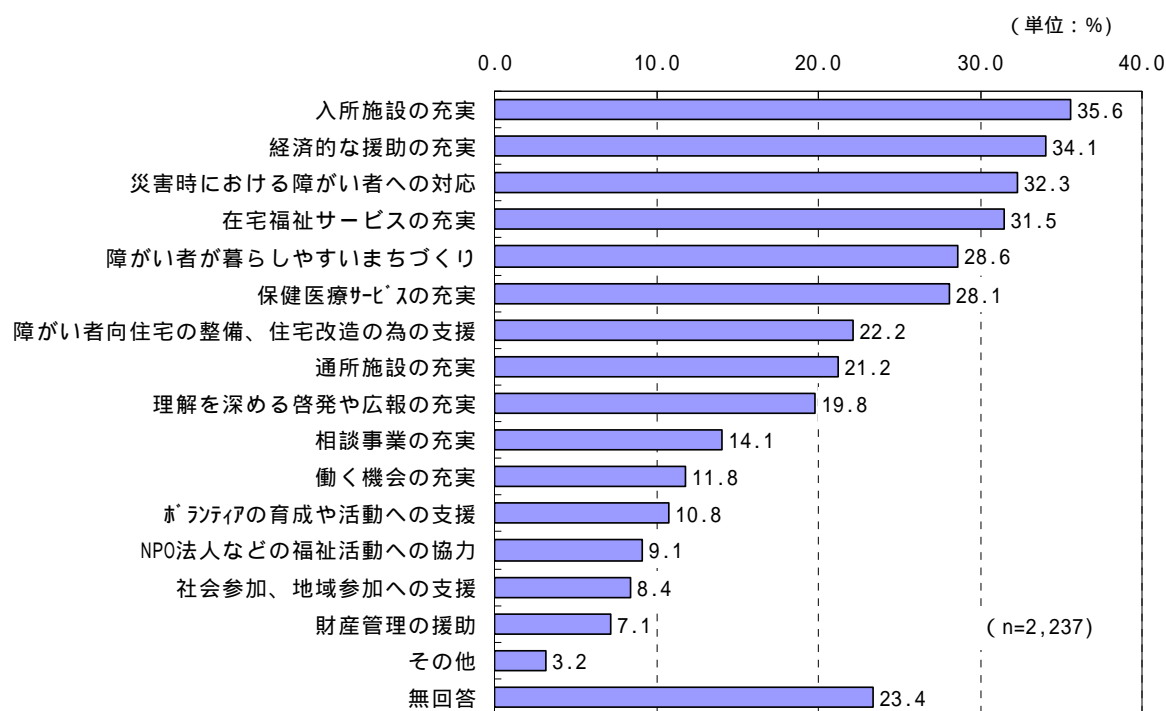
図表2-17 外出支援・交通機関



(7) 市への希望

障がいのある人への支援で市に希望することでは、「入所施設の充実」が35.6%、「経済的な援助の充実」が34.1%、「災害時における障がい者への対応」が32.3%、「在宅福祉サービス」の充実」が31.5%などが上位にあげられています。

図表2-18 市への希望



第3章 計画の基本的考え方

第1節 障がい福祉をめぐる課題

第2次障がい者計画策定にあたり、次のような課題があげられます。

1 地域での生活が続けられる佐渡へ

障害者自立支援法の目指す姿の一つとして「地域生活への移行」が大きく取り上げられています。こうした考え方は新しい法律にも引き継いでいられるものと考えられ、地域での生活が続けられるという考え方が基本となり、佐渡市においても、施設に入所している障がい者や精神科病院に長期入院されている精神障がい者の地域移行への環境整備は早急の課題です。

具体的には、相談支援体制の充実やグループホーム、ケアホームの確保、島内施設のバリアフリー化、成年後見制度の充実、介助などの支援が十分に受けられ安心して生活できる環境づくりに取り組む必要があります。

2 希望する福祉サービスがいつでも受けられる佐渡へ

佐渡市では人口が減少する一方で、障がいのある人の人数は増加を続けていることから、本計画策定にあたり実施した障がい者へのアンケート調査結果をふまえ、個々の生活実態に応じた地域の中で必要とするサービスの把握に努め、適切なサービス提供体制を整備することが求められています。

そのため、今回の制度改正の中で、サービスを適切に提供するため、サービス等利用計画の作成が重要となります。また、調査のなかで特に利用希望のあったサービスに対応するため、短期入所施設の増床等を含めた施設整備を進めることも必要です。

3 就労支援への取組

障がい者就業・生活支援センターの設置により障がい者雇用の促進を図っていますが、福祉施設等の利用者が企業等における一般就労へ移行す

る事例はいまだ多くないのが実情です。特に市内には就労継続支援A型事業所がなく、障がい者の就業、自立の大きな課題となっています。

このため、企業・事業所等における障がい者雇用の拡大を促進するとともに、福祉施設においては、利用者個々の能力を的確に評価し、効果的な就労支援が行えるような取組みが必要です。また、ハローワーク佐渡や障がい者就業・生活支援センターと連携し、就労に必要な技術修得機会の提供等の支援を行い、障がい者の就労環境を整備することが必要です。

4 障がいのある人とともに暮らす佐渡へ

ノーマライゼーションの考え方の普及により、障がいに対する適切な理解をすすめ、偏見や差別をなくし、すべての人の基本的人権が尊重される地域社会の実現を目指し、人権教育の推進や交流機会の提供等により心のバリアフリー化を図り、障がいのある人が地域で安心して自立生活が送れる仕組みづくりが求められています。

また、地域の人材を活用しながら、障がいのある人が地域の中で安心して自立生活を実現できる新たな仕組みづくりのための連携を深めていく必要があります。

第2節 基本理念

以上のような課題を踏まえ、さらに上位計画の総合計画の方針とあわせて、第2次佐渡市障がい者計画の基本理念を次のように定めます。

基本構想において、基本理念として示された「豊かな自然 薫り高い文化 活気あふれる新しい島づくり」を基本として、健康・福祉分野における基本目標の「健やかで思いやりあふれるまちづくり」としています。基本理念としては、「健やか」「思いやり」に加え、「安全安心」「障がい者の自立」をキーワードとして、以下のとおりとします。

基本構想の保健・福祉分野の将来像
健やかで思いやりあふれるまちづくり



障がい者計画における基本理念
**障がい者の健やかな生活と自立を、
思いやりで支える安全安心な島（まち）づくり**

第3節 基本目標

以上の基本理念を基本として、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標1 安心して地域生活が続けられる島(まち)づくり

住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、身近な場所において生活全般にわたる保健・福祉・医療などの総合的なサービスが利用できる環境づくりが望まれます。

このため、関係事業所との協力のもと、在宅サービスの充実を図るとともに、障がい者(児)のニーズに合わせて施設サービスも含めた様々な分野の多様で質の高いサービスを総合的に提供できる体制を整え、障がいの早期発見や治療、疾病の予防や障がいの軽減など、健康で元気に生活するための多面的な支援の推進を図り、安心して生活できる島(まち)づくりを進めます。

基本目標2 自立と社会参加ができる島(まち)づくり

すべての人が、ともに協力し合い、支え合いながら、各分野で、生きがいをもって活動できる社会が求められており、障がいのある人とない人が、あらゆる分野でともに活動するためには、それぞれのライフステージにおいて活動を促す環境を整えることが必要です。

そのためには、保育園、幼稚園から学校、就業まで、障がい者の人生の各段階で、自己実現が可能で、障がいのある人もない人もともに、お互いの理解を深めながら、社会参加ができる島(まち)づくりを進めます。

基本目標3 自分で「選ぶ」「決める」を支える島(まち)づくり

障がい福祉計画も第3期を迎え、ほとんどの福祉サービスが新体系に移行してきました。こうした一方で、市内では就労継続支援A型の施設がなく、障がい者の就業対策に課題もみられます。こうした状況から、障がい者が、自らの利用するサービスを主体的に選択できるようにするために一層のサービスの提供体制を強化することが必要であり、事業所や広域的な対応のなかで、サービスの拡充を目指していきます。

また、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの多様化と内容の充実に加えて、サービス提供者の能力と知識の向上を図るとと

もに、多様な選択が可能な社会にするための条件整備や支援が重要です。

このため、地域において相談支援を行う各関係機関が連携する仕組みを作るとともに、相談支援事業所を中心として位置づけ総合的な相談・支援体制の構築を図ります。

また、地域の中で、障がいのある人がその人権を保障され、人間としての尊厳を保つためには、自らの生き方や必要とするサービスの主体的な選択・決定や自己責任を求めることが極めて困難な場合であっても、障がい者（児）本人の基本的な人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが、本人の意思を理解し、引き出しながら代弁し、代行できる体制を整備することにより、障がい者（児）が主体性を発揮できる島（まち）づくりに努めます。

第4節 主要施策

この基本理念を実現するため、市民、企業、そして行政が協力して、障がいのある人もない人も、自分らしく生きる島（まち）づくりを進めるため、障がい福祉計画の具体的なサービス基盤整備の補完を踏まえ、8つの基本的な施策を掲げます。

1 「啓発・交流の促進」

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会の理念の普及を図り、障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、市民の幅広い参加による啓発活動を推進します。

また、最新の情報技術の活用により、障がいのある人に対し、障がい特性に応じた適切な情報の提供を行います。

2 「生活支援の充実」

利用者本位の考え方にたって、地域生活支援事業の根幹となる地域における居住、移動、コミュニケーションなどの地域生活を支える事業の充実を図り、障がいのあるすべての人に対して豊かな地域生活の実現に向けたサービスを提供します。

3 「各種福祉サービスの充実」

障がいのある人を支える福祉サービスなどの事業の安定的供給とサービスの質の向上を目指して、市と関係事業所、地域との連携により体制整備を進めます。

4 「生活環境と安全・安心の島（まち）づくり」

障がいのある人が地域社会の中で安心して生活できるよう、住宅・建築物・公共交通機関・歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進します。

障がいのある人が安心して暮らせる島（まち）づくりを進めるために、災害時の避難などあらかじめ対応を図るとともに、交通安全、防犯体制、消費者対策など、障がい者にとって安心できる島（まち）づくりを進めま

す。

5 「教育・育成」

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じて、きめ細かな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育や療育を行うとともに、学習障がい、注意欠陥/多動性障がい、自閉症などについて教育的支援を行う等の対応をしていきます。

6 「雇用・就労の支援と所得保障」

雇用・就業は、障がいのある人の自立・社会参加のための重要な柱であり、障がいのある人が能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう整備を図ります。

7 「社会参加の促進」

障がいのある人の自己実現を支援するために、社会参加の機会を整備します。選挙や政治参加において、障がい者が一般の人と格差が生じないように、情報提供など、条件整備を進めます。

また、健康で文化的な生活を送るために、文化活動やスポーツに参加できる体制づくりを進めます。

8 「保健・医療の充実と障がいの発生の予防」

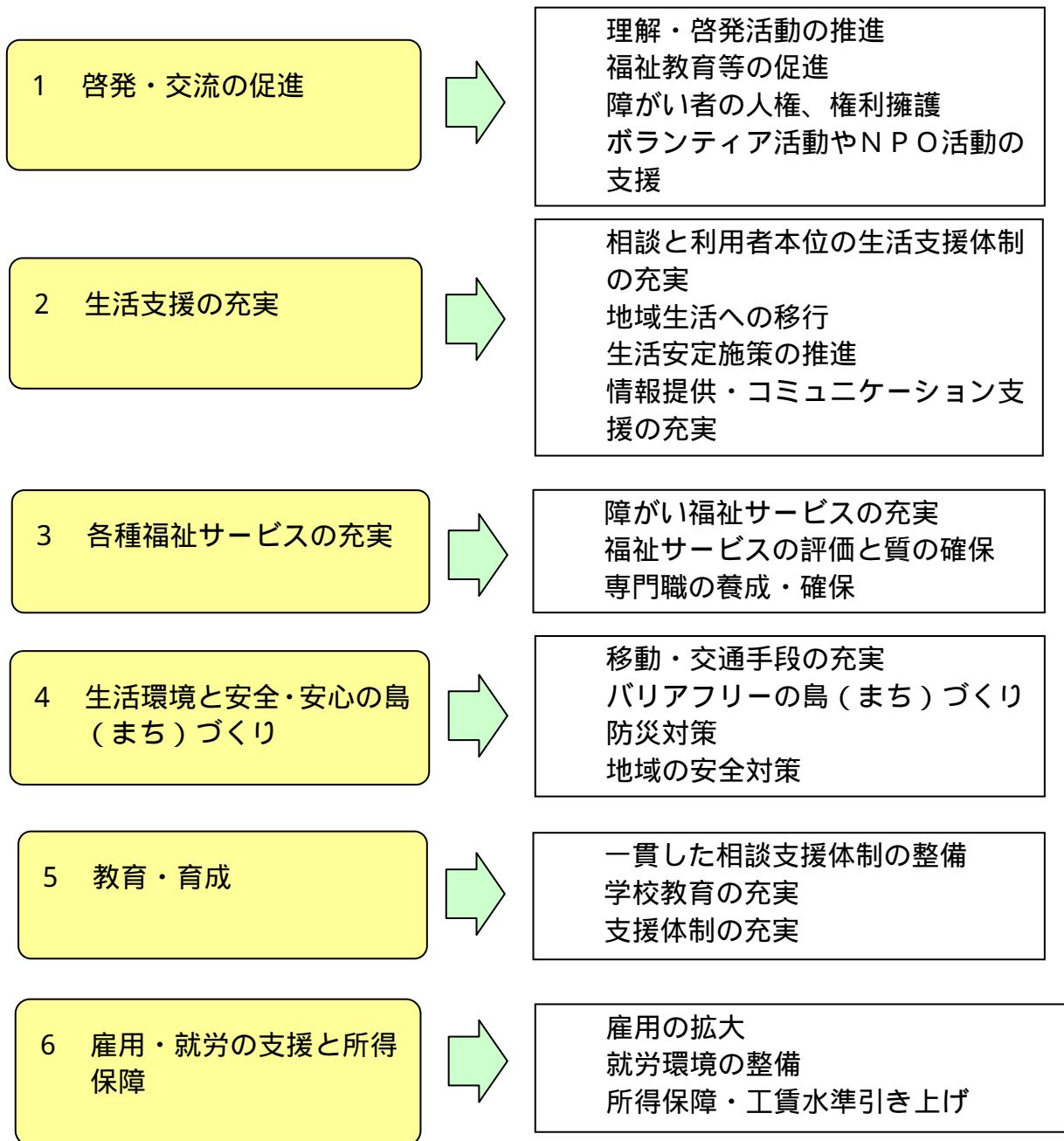
障がいのある人に対して、適切な保健サービス、医療、リハビリテーション等を充実するとともに、障がいの原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

第5節 施策の体系

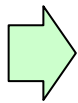
本計画の施策の体系を次のように定めます。

(8 つの主要施策)

(関連施策の体系)

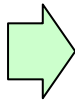


7 社会参加の促進



地域活動への参加促進
スポーツ、芸術・文化、レクリエーション活動等の推進
選挙と政治参加
交流・ふれあいの拡充

8 保健・医療の充実と障がいの発生の予防



障がいの予防対策の充実
障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進
保健・医療・リハビリテーションの充実
難病・発達障がいへの支援
精神障がい者に係る地域移行の促進
と医療における適正手続きの確保

第4章 基本計画

第1節 啓発・交流の促進

現在、障害者総合福祉法（仮称）という新しい法律が成立する見通しであることから、障がい者をめぐる環境、制度などが大きく変わる時期を迎えようとしています。こうした新しい環境のなかで、佐渡市においても障がい者が地域社会のなかで、市民とともに互いに協力して地域社会を築いていけるよう、障がい者に対する差別や偏見をなくし、障がいに対する正しい知識と、制度普及のための広報・啓発活動を引き続き積極的に行っていきます。

また、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るとともに、ふれあいと交流を促進して、障がいのある人もない人もお互いに正しい理解を深め、誰もが同じように地域で安心して生活することができる地域社会を目指します。

1 理解・啓発活動の推進

【現状と課題】

ノーマライゼーションの考え方の普及により障がい者に対する偏見や差別は減ってきていますが、課題はまだ残されています。

障がいや障がいのある人に対する偏見をなくし、理解を深めていく取り組みを充実し、障がいのある人の地域での自立生活を支え、社会参加活動を促進できるような地域環境を目指します。

また、身体障がい者福祉協議会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族連合会等の団体活動においても広く市民への啓発活動に取り組むよう促進します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
テレビ・広報等による啓発活動	・CNSテレビ、市報さど等を活用して障がいに関する情報を提します。また、市民へ障がいや障がいのある人に関する啓発を進めます。
インターネットの活用	・市のホームページを活用して本計画を公表するなど市民に対する啓発を進めます。

施策・事業	施策の概要
「佐渡地区障がい者週間推進集会」などの啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「佐渡地区障がい者週間推進集会」の開催や「人権週間」の周知を図り、これらを通じ障がいの理解、人権教育、啓発活動を推進します。 ・障がいのある人の社会参加促進のため、各種大会や研修会等の活動を支援し、障がいに対する正しい理解の普及に努めます。

2 福祉教育等の促進

【現状と課題】

障がいのある人の人権について理解を深め、一人ひとりの「心の壁」を取り除くためには、就学前教育や学校教育、生涯学習の中で、早い段階から一貫した人権教育を進める必要があります。

このため、学校等における一貫した人権教育を推進するとともに、福祉体験、ボランティア体験の機会を提供するよう努めます。

また、市職員や公共サービスに携わっている人に対して研修等を行い、障がいに対する理解と意識の向上を図ります。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
学校等における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や保育園・幼稚園などにおける福祉教育を推進します。
職員等への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・職員への研修を行い、障がいや障がいのある人についての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。
公共サービス従事者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・公共サービスに携わる職員等への研修を行い、障がいや障がいのある人についての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。
生涯学習を通じた障がい者の人権に関する学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習を通じた障がい者の人権に関する学習機会を充実します。 ・障がいのある人の支援に必要な基本的知識の普及に努めます。

3 障がい者の人権、権利擁護

【現状と課題】

虐待行為など障がい者の権利侵害は、初期の段階で対応することが大切であり、障がい者の虐待防止のための取り組み、障がいを理由とする差別禁止に係わる取り組み、成年後見制度その他障がい者の権利擁護のための取り組みについて、より実効的なものとなるよう検討し必要な措置を講じることが求められています。

このため、関係機関と連携し虐待防止の啓発を充実し、虐待の予防を図るとともに、虐待が発生していた場合の早期発見から適切な対応につなぐ一貫した支援体制の確立を目指します。

また、精神上的の障がいにより判断能力が不十分なため、意思決定が困難な人が地域の中で自立した生活を送るために、保護・支援する体制づくりが重要であることから、関係機関と連携し、成年後見制度が適切に行われ、広く利用されるよう促進します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
虐待防止など人権に関する啓発の推進	・障がいのある人の人権を尊重し、虐待のない地域をつくるため、福祉施設職員や市民に対し、虐待防止のための意識啓発、地域での取り組みに関する啓発を行います。
虐待等への的確な対応のための体制整備	・障がいのある人の虐待事例に対応するための通報や相談の窓口、虐待を受けた障害者の保護や支援等を実施する、虐待防止センターの整備を進めます。 ・虐待の未然防止、発生した場合の迅速な対応など、関係機関相互の連携を深めるため、地域自立支援協議会において関係機関のネットワークを構築します。
相談体制の強化	・法務の専門家等関係機関との連携により、人権に関する相談体制の強化を図ります。
障がい者に対する権利擁護	・判断能力が不十分な障がい者が地域で安心した生活が送れるように、日常的相談や援助、金銭管理が行えるよう社会福祉協議会と連携し日常生活自立支援事業の周知・普及を図ります。
成年後見制度普及の推進	・知的障がいや精神障がいのある方など判断能力が不十分な方を保護するために、関係機関と連携し成年後見制度利用の促進を図ります。

施策・事業	施策の概要
成年後見制度の利用支援	・成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、費用の負担が困難であること等の理由で利用がすすまない者に対する支援等の検討を進めます。

4 ボランティア活動やNPO活動の支援

【現状と課題】

障がいのある人やその家族介護者の生活支援を充実するために、ボランティア活動やNPO活動の充実が必要です。近年、自助、公助、共助ということばが普及してきており、公共機関以外のインフォーマルな形での助け合いとしての「共助」が重要となっています。

また、障がいのある人が支援を受ける側となるだけでなく、同じ障がいを持つ立場に立って、支援を必要とする人のニーズを把握し、必要なボランティア活動、NPO活動の調整役などを担えるよう、当事者のボランティア活動への参加も目指します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
ボランティアやNPOの育成と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関する相談や研修機会の充実など、ボランティアセンターとしての社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能の充実を促進します。 ・障がい者の支援のためのボランティアやNPOの育成を支援するとともに、相互の交流・情報交換の機会の充実を図ります。 ・市報さどや社協だより等の広報誌など、多様な媒体を活用したボランティア活動・NPO活動に関する市民への情報を提供します。
市民各層のボランティア活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民各層のボランティア活動・NPO活動への参加を図るためのボランティア養成講座や精神保健普及啓発講座を開催し、市民の理解を深めていただけるよう努めます。 ・各種ボランティア講座受講者のボランティアセンターへの登録や活動への参加、自主的な活動の立ち起こしなどを支援します。

第2節 生活支援の充実

地域の受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者や社会福祉施設に入所中の障がい者の地域生活移行を進めていくために、住まいや通所施設等の日中活動の場の環境整備に取り組むことが必要です。

また、地域生活に必要な買い物支援や移動手段なども課題であり、障がい者の地域での生活を支える体制の整備を図ります。

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的に実施し、自立した日常生活を営むことができるよう地域生活支援事業の充実に努め、地域生活を支援する支援体制の整備やネットワークの構築を推進します。

1 相談と利用者本位の生活支援体制の充実

【現状と課題】

障害者自立支援法では、障がい者の地域移行が大きなテーマとなっており、障がい者が自宅や地域での生活を快適に送れるよう環境の整備が必要です。

障がい者本人の自己選択・自己決定を原則に、安心した生活を送ることができるように、様々な相談に適切に対応できる仕組みづくりとして、地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制を確立し、各種専門機関への情報提供、連携を図りながら、総合的かつ効果的なサービス基盤の整備に努めます。

本市においては、障害者自立支援法におけるケアマネジメントに加え、市民、事業者、企業、ボランティア、NPO等がそれぞれの責任と役割による連携、協力のもと、公的なサービスとそれ以外の様々なサービスを組み合わせた総合的なサービス提供の仕組みづくりに努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
身近な相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な相談窓口で地域に密着した適切な在宅支援を行うため、市役所本庁・支所に窓口を設置し、各施設や関係機関との連携を密にして相談支援体制の充実を図ります。さらに、福祉施設についても地域の身近な相談窓口として連携を図り、支援を行います。 ・障がいのある人の生活全般や施設利用、福祉サービスなどについての相談ができる相談員を配置します。 ・精神障がいのある人の相談にも対応できるように精神保健福祉士等による相談体制の充実を図ります。
相談支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、在宅サービスの情報提供や相談を行う相談支援事業の充実を図ります。 ・利用者個々の状況にあわせ、必要なケアマネジメントを行い、サービス等利用計画の作成を行います。また、関係事業所と連携し、必要な人材の確保・育成に努めます。
組織の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会を中心に関係機関の連携を強化し、障がい者一人ひとりの状態に応じたサービス提供がなされるよう努めます。
見守り活動	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会など関係機関と地域のボランティア等が協力した地域ぐるみの見守り活動等を促進し、連携体制強化を図ります。
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着した身近な相談者として気軽に相談ができるよう研修や啓発を通じて資質の向上を図ります。

2 地域生活への移行

【現状と課題】

障がい者の地域移行にとって最も重要なことは、生活する住宅の確保です。自宅のほか、グループホーム・ケアホーム等の確保が大きな課題です。このため、グループホーム等の福祉施設の確保のほか、地域でのアパートなどの生活の場の確保も重要です。

また、自宅で生活する場合でも、手すりの設置など住宅改修が必要となるため、そのための支援を行うことにより、地域移行を支援します。

加えて、公営住宅への入居など、市の住宅施策との調整の中で障がいのある人の地域での継続的な生活や施設入所から地域への移行を支援する暮らしの場の確保を目指します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
障害者施設等の充実	・短期入所を含めた入所支援施設やケアホーム、グループホームなど障がいのある人の地域生活を支援するための居住の確保に努めます。
一般住宅の確保の支援	・民間借家などの一般住宅への入居希望に応じた居住サポート事業に取り組みます。 ・市営住宅への入居など、市の住宅施策との連携、調整を行い、障がいのある人の住居の確保に努めます。
住宅改修の支援	・障がいのある人が暮らしやすいよう住宅を改造するにあたって相談の充実と住宅改修費の助成を行います。
生活支援へのボランティア参加促進	・社会福祉協議会等との連携により、障がい者の通院、買い物などの日常生活を支えるボランティア活動への支援を行うとともに、市民に対し積極的な参加を呼びかけます。

3 生活安定施策の推進

【現状と課題】

障がい者が自宅や地域で自立して生活するために、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知に努めるとともに、通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度等の周知及び活用を図り、障がい者の生活の安定・改善に努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
重度心身障害者医療費助成	・重度心身障がい者に対する医療費、入院時食事療養費標準負担額及び訪問看護療養費を助成します。
特別障害者手当・障害児福祉手当	・20歳以上であって、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に特別障害者手当を支給します。 ・20歳未満であって、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする人に障害児福祉手当を支給します。
特別児童扶養手当	・20歳未満の重度、または中度の心身障がい児を監護している父または母、および心身障がい児を父母にかわって養育（同居、監護、生計維持）をする人に特別児童扶養手当を支給します。

施策・事業	施策の概要
自立支援医療費助成、精神障害者医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・更生医療、精神通院医療等に該当する心身障がい児・者、精神障がい者等に対し、自立支援医療費の支給を行います。 ・佐渡市精神障害者医療費助成事業を継続して実施します。
心身障害者及び精神障害者通所援護所等通所費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉施設に作業のため通所している人に対して、交通費の一部を助成します。
各種年金制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する障害基礎年金等の公的年金制度の周知・支給事務を行います。

4 情報提供・コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

障がい者が障がい福祉制度をはじめ、必要な情報を入手し、コミュニケーションを容易に図れることが住み慣れた地域で安心して暮らせることにつながります。

広報などの既存の情報提供手段を有効活用するとともに、IT（情報技術）などを活用した情報バリアフリー化の推進や手話奉仕員や要約筆記奉仕員などの専門職の確保によるコミュニケーション支援体制の充実を図ります。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報について、視覚障がい者や聴覚障がい者に情報提供できるよう音声化等について検討を進めます。 ・障がい福祉の制度内容をわかりやすく説明した「障がい福祉・相談社マップ」を配布して、事業・制度の周知を図ります。
障がいのある人のためのホームページ等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉に関する各種サービスの紹介をホームページで提供できるよう取り組みます。また、最近の携帯電話等を使った情報提供についても検討します。
パソコン教室	<ul style="list-style-type: none"> ・誰でも情報取得が簡単にできるよう、公民館活動でパソコン教室を開催します。

施策・事業	施策の概要
手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成	・聴覚障がいのある人への情報提供やコミュニケーションを補完するため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員等の養成を関係機関と連携して行います。
手話奉仕員や要約筆記奉仕員等の派遣	・個人や団体からの要請に応じて手話奉仕員等の派遣を行うなど、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援します。
福祉用具の給付	・障がいのある人が容易に情報を得られるよう福祉用具の給付を行います。

第3節 各種福祉サービスの充実

障がい者の個々の状態に応じて適正な対応と、サービス提供ができるようケアマネジメントを基本として、サービス提供を行います。そのために相談支援事業所の強化と役割分担の明確化を図り、各機関の連携を進めていきます。あわせて、専門職の確保やサービス提供を補完する福祉ボランティアの育成も進めます。

障害者自立支援法の施行により、給付体系やサービス体系が変わり、公平にサービスが提供できるよう計画的なサービス提供体制の整備を進める観点から、必要なサービス量を見込む障がい福祉計画の策定が義務づけられています。本市においても計画にしたがい、サービス提供事業者とも協力して、サービスの提供体制を強化していきます。

また、訪問入浴サービスなど在宅の障がい者に対するサービスや補装具や日常生活用具の支給及び給付も継続して実施します。

1 障がい福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がい者がそれぞれの特性に合った障がい福祉サービスを受けられるよう、引き続き障がい福祉サービスの充実を進めていく必要があります。特に今後、新しい法律の制定などが予定されていることから柔軟な対応によるサービスの整備も必要です。

障害者自立支援法で定められた新体系への移行が終了し、新サービスを中心とする事業（介護給付及び訓練等給付）が中心となっています。これ

に対して国は、地域移行を進めるための数値目標を示しているため、これに沿ったサービス体制の整備を進めることが課題となっています。

そのために、就労継続支援やグループホーム、ケアホーム等の一層の整備を目指すほか、地域生活支援事業についても、計画的なサービス提供に努めます。

なお、数値目標等は、「第2編 第3期佐渡市障がい福祉計画」によります。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
障がい福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉計画に示す数値目標を目指し、関係機関との連携により、施設整備等を進めていきます。 ・必要に応じて障がいに応じた補装具の交付、修理に係る費用の一部を支給します。
地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉計画に示す数値目標を目指し、関係機関との連携により、必要な整備を進めていきます。

2 福祉サービスの評価と質の確保

【現状と課題】

障がい者の状況やニーズに応じて適切な支援が効果的に行われ、質の高いサービスを提供するよう、事業の質の確保を図っていく必要があります。

事業者に対する指導、支援を行い、また、市が実施主体となる地域生活支援事業の質の確保に関しては、事業を委託して実施する場合も含め、研修等の充実を図り資質の向上に努めます。

また、サービスの質の確保・向上においては、利用者からの苦情処理及び解決の体制が充実していることが必要です。本市では苦情に対するサービス提供事業者への指導・助言を行い、サービスの改善策に取り組むとともに、その結果をフィードバックすることにより、障がい福祉サービスの更なる質の向上への提案が行える仕組みづくりに努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
苦情解決体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と連携を図ります。

施策・事業	施策の概要
情報開示の適切な運用指導	・開示が義務づけられている情報や自己評価の結果など、利用者がサービスを選択するうえで役に立つ情報が適切に開示されるよう、事業者の指導に努めます。
福祉サービスの評価	・事業者が提供するサービスの質を地域自立支援協議会において客観的に評価するなど、事業評価を行い、事業の改善につなげていきます。

3 専門職の養成・確保

【現状と課題】

障がい福祉サービスや地域生活支援事業の充実のためには、専門職の確保が大きな課題です。

障害者自立支援法の施行により、三障がいについて共通の基盤のもとで、サービスを展開することとなりましたが、本市においては、障がい者の施設が少なかったこともあり、支援を担う専門の人材が少ない状況となっています。そのため、障がい者の個別性に対応できる人材の発掘や育成に努めるとともに、多様な障がい特性に対応できる専門的技術の向上に向け、地域自立支援協議会において情報交換など連携体制の構築を図ります。

また、地域において、障がい福祉に関する連絡調整や生活全般にわたる相談・指導が行われるよう、民生委員・児童委員の研修等を開催し、関係機関との連携のもと適切な対応を行います。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
社会参加等を支援する人材の養成	・障がいのある人のコミュニケーションや社会参加を支援するため、手話奉仕員等やスポーツ・文化活動等の支援者の養成を検討します。
福祉に携わる職員の資質の向上	・行政や施設の職員に対して、障がいや障がいのある人についての正しい知識と理解の啓発や、より専門的な知識や技術の研修と情報交換の機会を設け、資質の向上を図ります。
相談支援専門員の確保	・サービス等利用計画の作成のため、相談支援事業所との連携により、相談支援専門員の育成・確保に努めます。

第4節 生活環境と安全・安心の島（まち）づくり

障がい者が地域で安全・安心に過ごせる島（まち）づくりが求められています。

障がい者の日常生活上及び就労や趣味、余暇活動など生きがいをもち、社会参加していくために、外出することは大切なことです。そのためには、障がい者にとって外出が容易にできる生活環境の整備が必要です。本市においては、道路をはじめとした生活空間、公共的建物等のバリアフリー化、公共交通の確保といった取組みを進めていますが、引き続き、障がい者にとって住みよい島（まち）づくりに取り組んでいきます。

また、障がい者は災害や犯罪などに対して非常に弱い立場であり、支援が必要です。障がい者の防災や防犯のために、市のみならず、市民、関係機関との連携を図り緊急時の体制整備に努めます。

1 移動・交通手段の充実

【現状と課題】

障がい者の地域移行を支援し、自宅や地域での生活を支援する上で、交通手段の確保は大きな課題となります。

障がい者の毎日の外出・行動を支援するため移動支援を行います。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
公共交通等の充実	・障がいのある人の日常生活、就労や趣味、余暇活動など生きがいをもち社会参加を促進するために、利用しやすい公共交通体系の整備を進めます。
福祉タクシー利用料金助成	・重度障がいのある人が移動するのに有効な手段としての福祉タクシー料金助成券を交付します。
障がい者自動車運転免許取得費助成事業	・障がいのある人の社会参加を促進するため、運転免許取得への助成を行います。
身体障がい者自動車改造費助成事業	・一人ひとりの障がいの状態にあった自動車改造に費用の助成を行い、身体障がいのある人の積極的な社会参加を促進します。

2 バリアフリーの島（まち）づくり

【現状と課題】

障がい者が地域で生活する上で、道路や公共施設の段差の解消などバリアフリー化が課題となっています。

障がい者にやさしい島（まち）づくりのために、バリアフリー新法、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき道路、公園、交通機関を始め、公共施設のバリアフリー化を進め、車いすなどでも安心して移動できる環境づくりを進めます。

また、視覚障がいや聴覚障がいのある方の安全性と利便性向上のため、音声による誘導や案内板の表示等による情報提供を行います。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	・障がいの有無や年齢にかかわらずだれもが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザイン化を進めます。
安全で快適な道づくり	・佐渡総合病院周辺整備などをはじめ、道の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりをします。また、看板や駐輪など路上障がい物のない歩道環境や障がい者用駐車スペースの利用マナー等について市民意識の啓発を行います。
公園・公共施設等の整備	・公園や観光施設、道路、公共施設等の整備、改修にあたって、バリアフリー化を推進します。 ・多目的トイレ（オストメイト対応等）の設置等市施設の改善、整備を行い障がいのある人にやさしい島（まち）づくりを進めます。
交通機関のバリアフリー化	・バス路線や航路、空路などの公共交通機関の利用に関して、引き続き利用者の利便性の向上の視点から関係機関と連携しバリアフリー化を進めます。
民間建築物の整備改善の促進	・不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物についてもバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図るよう啓発活動を進めます。
新潟県おもいやり駐車場制度の普及促進	・新潟県おもいやり駐車場制度に基づき、市関連施設等における障がい者等用駐車スペースの整備や案内板設置を進めます。また、新潟県と協力し、市内でのおもいやり駐車場協力施設が増えるよう制度の普及に努めます。

3 防災対策

【現状と課題】

地震や津波、台風など全国的に大きな災害が続いている中で、障がい者が安心して地域生活が送れるよう、市全体で防災対策を進めていく必要があります。

障がい者など災害時に援護が必要な人に対し、災害時要援護者台帳の整備とその活用が課題となっており、誰が誰をどのように救出するかといった具体的な検討が必要です。

地域防災計画の見直し時には、災害発生時における自力で避難できない方の救出方法や避難場所での生活環境確保などについて検討を進め、あわせて災害時要援護者台帳の整備や活用について検討していきます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
避難誘導體制の整備	・市地域防災計画に基づき、障がいのある人など災害時要援護者に対し、自主防災組織及び町内会長と協力して近隣住民の共助意識向上に努め、避難誘導體制について検討します。
広域避難所（福祉避難所）の検討	・障がい者などの災害時要援護者の災害時の収容を想定して、広域避難所（福祉的避難所）における収容方法について検討を行うとともに、障がい者の避難を想定した備品、用具等の備蓄などに努めます。また、避難所等への手話奉仕員の派遣を行います。
障がい者など災害時要援護者対策の推進	・「災害時における要援護者支援のためのガイドライン」に基づき要援護者の避難支援プランやマニュアルづくりを検討します。
緊急通信システムの充実	・聴覚・言語機能障がいのある人のためにファクシミリ及び電子メールによる119番通報の普及を図ります。
地域ぐるみの防災体制の整備	・地域の自主防災組織を中心に高齢者や障がいのある人が安全で安心して暮らせる地域ぐるみの防災体制づくりを支援します。
災害時要援護者台帳の整備と活用	・障がい者を含む災害時要援護者を登載した台帳を整備するとともに、台帳を活用して、災害時などの緊急時に避難できるよう誰が誰をどのように助けるのか、各自主防災組織及び町内会長などとも協議し、具体的な避難方法について検討します。
冬季における除雪対策	・障がい者世帯に対し、冬季の除雪対策の支援を行います。

4 地域の安全対策

【現状と課題】

近年、振り込め詐欺などの犯罪が多発しており、障がい者や地域の防犯対策がより重要となってきました。また、障がい者や高齢者などの安全のために交通安全対策が大きな役割を果たしています。

地域の安全の確保のため、地域自治会や防犯協会、警察署とも連携した防犯対策や消費者対策を行います。また、障がい者の安全な地域生活のために、交通安全対策に取り組み、安全な島（まち）づくりを進めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
防犯組織の強化	・自治会との連携により、自主防犯組織の結成・育成を支援し、警察とも連携して見守り体制の強化を目指します。
地域防犯体制の確立	・地域における障がいのある人を守るため、防犯思想の普及・啓発に努めるとともに、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。
消費者対策の充実	・最近の振り込め詐欺などの被害にあわないよう、広報活動を強化するとともに、悪質な商取引に巻き込まれないよう、金融機関とも連携し正しい情報の提供に努めます。
交通安全対策	・障がい者が地域生活を行うにあたり、周辺地区の交通安全対策を行うとともに、障がい者団体や交通安全協会等の交流などにより、障がい者に対する安全教室の実施を検討するなどの対策を強化します。

第5節 教育・育成

子どもの発達のために教育の果たす役割は非常に大きなものがあります。障がいをもった子どもの教育は、その障がいのために難しい面も多く、そのために教職員など周りで支える人の理解も求められます。

一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育の実施や学校、福祉、医療、労働等の関係機関との連携が求められています。そのため、療育相談体制の充実や小中学校等における特別支援教育の充実を図るとともに、義務教育のみならず高等教育や生涯学習の場においても障がい者（児）が平等に教育や

学習の機会を得ることができるよう、受け入れに対する理解を促していきます。

1 一貫した相談支援体制の整備

【現状と課題】

障がいに応じた多様な教育を展開するための指導方法や、一人ひとりの社会参加を展望した進路指導等の工夫・改善を図る必要があります。

子ども一人ひとりの特性をいかした障がい児教育の充実を目指して、教育環境の整備や介助員等の充実を図ります。

自立と社会参加を促進する上で、義務教育終了後の教育や就労は重要な役割を果たします。そのため教育・福祉・医療・労働分野の連携を密にし、本人の意向や能力、障がいの状況等を踏まえ、学校卒業後の適切な進路指導の充実に努めます。

障がいのある幼児等に対して早期発見、早期療育とともに、保護者の理解を進め、望ましい発達を促すための早期教育が必要です。

現在、障がいのある幼児等の療育については、保育園において受け入れ可能な心身障がい児に対して実施しています。更なる充実のために、施設等の改善、保育士の専門性の向上に努めるとともに、関係機関の連携を強化し、障がいのある幼児等の保健医療・療育等の総合的な指導体制づくりに努めます。

また、学習障がい、注意欠陥／多動性障がい、高機能自閉症などに対する関心が高まり、学校においてもこれらを含めた特別支援教育の推進などこうした障がいに対応した支援が求められています。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
育児相談・健康診査の充実	・乳幼児健診や育児相談、療育教室等の充実を図ります。
地域子育て支援拠点事業等の実施	・未就園児童と親が親子で参加する地域子育て支援拠点事業等において、保健師等と連携をとりながら、障がいの有無を見極め、早期の療育につなげていきます。
保育園・幼稚園における受入体制の充実	・保育園・幼稚園における障がい児の受入体制の充実を図るとともに、保健師等との連携による障がいの早期発見にも努めます。

施策・事業	施策の概要
子どもの発達相談窓口	・家庭や保育園等での生活が円滑に送れるよう、就学前児童の発達に関する相談を行います。
就学・教育相談体制の充実	・就学指導委員会において、保護者の意見を踏まえながら障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学指導を行います。 ・保健・福祉や保育園、幼稚園、学校などにおける就学・進路相談機能の充実と相互連携を強化します。
学校における相談機能の強化	・相談員等を学校に派遣し、学校における相談機能の充実を図ります。
専門家との連携の強化	・医療・保健・福祉・教育等の専門家との連携により、就学相談等の特別支援ネットワークづくりに取り組み、就学指導委員会との連携により、乳幼児から学校卒業までの個別の教育支援計画の作成に取り組みます。
進路指導の充実	・一人ひとりの生徒の特性に応じた適切な進路を保障するため、教育、福祉、医療、労働等の関連部門の連携を強化し、進路指導の充実を図ります。

2 学校教育の充実

【現状と課題】

障がいのある児童・生徒にとって学校教育の充実は、その後の自立した生活を送る上で重要な課題となっています。

障がいのある児童・生徒の適正な就学を推進するため、就学指導委員会により、その保護者に対して助言・指導を行っています。障がいのある子どもが一人の人間として、その能力を最大限に伸ばしていくために、一人ひとりの個性や特性など教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容や支援体制の充実を図り、学びやすい教育環境の整備を目指します。

特別支援学校や小中学校において、障がいのある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう施設のバリアフリー化に努めます。

今後も、保育園、小中学校の連携のもと障がいのある児童・生徒のニーズに応じた教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。また、特別支援教育コーディネーターを中心に、地域や特別支援学校等との連携の強化を図ります。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
障がいのある子どもに対する適切な教育機会の提供	・ 特別支援学級の設置や通常の学級で学ぶ場合に施設・設備について配慮します。
特別支援教育の推進	・ 障がいのある児童・生徒の障がいの状態、発達段階、特性などを理解し、指導・支援・配慮のもと、適切な教育を行い、能力や可能性を最大限に伸ばすことで、自立できるよう育成に努めます。
個別の教育支援計画の作成・評価	・ 児童・生徒の障がいと特性を見極め、家庭、保育園、幼稚園、学校、医療、福祉、労働等の関係機関と連携し、個別指導計画及び個別の教育支援計画を作成し、それぞれの教育的ニーズにあった実践のなかで評価・改善を行います。
交流及び共同学習の推進	・ すべての児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育むため、目的、内容、方法を十分に検討し、通常の学級と特別支援学級や特別支援学校との交流及び共同学習を推進します。
学校教育における障がい者理解の推進	・ 障がいの有無にかかわらず地域で暮らす子どもたちの連帯意識を育み、障がいのある人に対する理解を深めるために特別支援学級などの子どもとの交流及び共同学習を進めます。
人権教育の推進	・ お互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合い、とによりよい社会を築いていける教育を障がいのある児童・生徒にも、障がいのない児童・生徒にも行います。
障がいのある子どもの放課後対策等の充実	・ 障がいのある子どもの放課後児童クラブでの受け入れや、夏休みなどの長期休業中における居場所づくりを進めます。

3 支援体制の充実

【現状と課題】

障がい児教育の充実のために、それぞれの特性にあわせた支援体制の整備が必要となります。

そのために、専門機関の連携や指導力の向上、支援施設の改善など、体制や環境整備に努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
介助員等の配置	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がい、注意欠陥／多動性障がい、高機能自閉症等の障がいにより教育活動が困難な児童・生徒に対し、個に応じたきめ細かな指導を行い、児童・生徒が安心して学校生活を送れるように教育支援員の配置に努めます。
学童保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 放課後や長期休暇中における障がいのある児童の健全育成と保護者の負担を軽減するため、学童保育の充実を図ります。 長期休暇中における障がいのある児童の生活リズムを保持し保護者の負担を軽減するため、関係施設等と連携を図りながら障がいのある児童預かりの日中一時支援事業に取り組みます。
全校的な支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校では校内委員会を中核とした全校的な支援体制の確立に努め、個別の指導計画を作成し、教育の充実を図ります。
学校教職員、保育園保育士への研修	<ul style="list-style-type: none"> 学級担任のための注意欠陥／多動性障がい等研修会など、特別支援教育にかかわる研修会を実施し、教職員等の専門職としての識見と指導力の向上を図るとともに、障がいの状態に即した適切な指導の充実に努めます。 また、市内の特別支援学級・特別支援学校などの協力を得て、在籍する児童生徒や特別支援学級などの運営について、教職員の研修を進めます。
手話や点字に通じた教職員の確保	<ul style="list-style-type: none"> 県やNPOなどと連携し、必要に応じて教職員に対し手話や点字について学ぶ機会を整備していきます。
教育施設の改善	<ul style="list-style-type: none"> 学校の改修等に当たっては、障がい児に配慮して施設のバリアフリー化に努めます。

第6節 雇用・就労の支援と所得保障

就労支援は、障がい者にとって地域で自立した生活を送ることができるようにする経済的な基盤としての所得の確保や働くことによる生きがいなどのために重要な施策です。

ハローワーク佐渡等と連携し、障がい者の雇用拡大に向けて企業などに理解を求めていきます。また、就労意欲に応じて就労支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図りながら体制づくりを進めます。

1 雇用の拡大

【現状と課題】

障がい者の自立促進のためには、就労支援が大きな課題となります。

ハローワーク佐渡、佐渡連合商工会、障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携を図りながら、企業等へ障がい者雇用への理解促進の啓発、障がい者の法定雇用率制度の周知及び法定雇用率について達成するよう働きかけを行っていきます。

障がい者が安心して働けるよう、障がい福祉サービスの一層の充実を図ります。特に就労継続支援A型の施設は、市内にはないため、関係機関との連携の中で、施設の誘致等にも努めるなど、一般就労、福祉的就労も含めて就労機会の整備を進めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
事業主への啓発	・障がい者雇用支援月間などを中心に市内の事業主に対して障がいのある人の雇用についての理解の促進を図り、継続的な雇用ができるよう協力を要請します。
障がい者雇用率の向上	・障がい者雇用率の向上を目指し、ハローワーク佐渡、障がい者就業・生活支援センター等と連携して市内の事業所に対し、障がい者の雇用を呼びかけていきます。
障がい福祉サービスの強化	・障がい者の就労移行が進むよう就労移行支援事業の充実、また、就労継続支援等の障がい福祉サービスの強化を図ります。
就労に向けた体験実習の場の確保	・障がい者就業・生活支援センター等と連携し就労に向けている業種の仕事について体験できるよう実習・学習機会の整備を行います。
公的機関における雇用拡大の推進	・公的機関における事務や作業などについて、障がいのある人の雇用を行います。

2 就労環境の整備

【現状と課題】

障がい者の就労に関しては、アンケート結果からも身体的・精神的な負担が大きいことや、職場の人間関係、給与・工賃などの収入が少ないなどの課題があります。

障がい者の能力に応じて可能な限り就労できるよう、各種セミナー等を開催するとともに、就労に関する相談、必要な指導及び助言、その他必要な援助を行うなど、障がい者の就労環境の整備に努めます。

また、障がい者就業・生活支援センターと連携し、就職に必要な技能修得の支援や生活指導などを行います。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
雇用環境の整備促進	・障がい者の雇用環境を整備するため、各事業所や障がい者施設に対し、障がい者の状態に応じた適切な対応がとれるよう、情報提供や相談に努めます。
グループ就労や短時間就労の促進	・障がいの特性や個人の日々の状況に応じて柔軟に就労することができるグループ就労や短時間就労など、就労形態の多様化を要請します。
各種助成制度の周知	・障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携しながら障がい者雇用納付金制度に基づく助成など、障がいのある人の雇用を促進する各種制度の周知を図ります。
就労相談、職場定着と継続就労への支援	・障がい者就業・生活支援センター等と連携し就労への一貫した支援と総合的な相談支援の体制の確立に努めます。 ・就労先に出向き障がいのある人と企業の双方に定着指導を行うジョブコーチの派遣制度を活用し、安心して仕事を続けられる支援を行います。また、市内事業所等にジョブコーチを配置できるよう検討します。
公共職業訓練施設との連携	・障がいのある人の雇用が促進されるよう公共職業訓練施設等と連携し、就職情報の提供に努めるほか、トライアル雇用の活用や就労訓練等へ結びつけられるよう支援を行います。

3 所得保障・工賃水準引き上げ

【現状と課題】

長年にわたり、障がい者の所得は低く抑えられてきましたが、障がい者の自立を促進する上で、所得の向上はさけて通れない重要な課題となっています。

関係機関との連携のなかで、事業所に対し働きかけるなど、積極的な対応に努めていきます。また、就労継続支援B型事業所等で働く障がい者の工賃水準を引き上げる取り組みを関係機関と連携し促進します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
所得の保障	・ 障がい者の所得について、事業所など関係機関との協力により向上を目指します。
工賃水準引き上げの取組	・ 障がい福祉施設で働く障がい者の工賃水準の引き上げについて、事業所等関係機関と連携し改善に努めます。 ・ 県外を含め授産品の販路拡大を、障がい施設や関係機関と連携し取り組みます。

第7節 社会参加の促進

障がい者が社会のあらゆる場面で自主的に参加、行動することは、自分らしく自己実現することにつながります。そのため、障がいの有無にかかわらず、誰もが等しく社会参加できる環境整備に努める必要があります。

今後は、障がい者のニーズに応じた生涯学習やスポーツ・レクリエーション等の情報と社会参加の機会を提供するとともに、市民、ボランティアと連携した社会活動参加への支援、関係団体育成への支援を行います。

1 地域活動への参加促進

【現状と課題】

障がい者が生きがいを持って生活できるようにするために、地域での自治会活動や文化活動、スポーツ・レクリエーション、福祉活動、ボランティア、NPO活動などへの積極的な参加が求められます。

そのためには、参加機会の充実のほか、施設面のバリアフリー化を進めるなど条件整備が必要です。また、手話通訳の派遣やボランティアの充実などによるサポートなども重要です。

障がい者に対しても、障がい者一人ひとりが自ら関心のある活動に積極的に参加し、多くの人との交流やふれあいなどを通じて自己実現が出来るよう行事・イベント等の情報提供に努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
行事への参加促進	・各自治会の各種行事への障がい者の参加を促し、地域との交流に努めます。
地域での役割の分担	・自治会の活動について、障がいの状況に応じて、役割を持ち、地域社会への貢献ができるよう啓発活動を行います。
社会参加の支援	・社会参加を促進するために、移送サービスの充実や手話奉仕員の派遣などを行い、円滑な参加を支援します。
授産品販売機会を通じた交流	・障がい施設での作品等を販売するイベント等を充実し、障がい者の所得の向上と市民との交流機会の充実を図ります。

2 スポーツ、芸術・文化、レクリエーション活動等の推進

【現状と課題】

様々なスポーツ、文化活動などは、障がい者に日常生活の充実感や生きがいを与えるとともに、社会参加の重要な要素となります。

今後とも、障がい者が気軽に参加し、楽しめるスポーツ・レクリエーション活動、文化活動などの大会や行事等の実施を支援するとともに、その情報提供に努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
総合型地域スポーツクラブとの連携	・総合型地域スポーツクラブとの連携により、障がい者スポーツの振興に努めます。
文化施設・体育施設のバリアフリー化	・障がいのある人がスポーツ、文化活動を楽しめるよう、市内の公共関連施設のバリアフリー化を進めます。
障がい者スポーツ・文化行事の開催支援	・障がいのある人とその家族や地域住民が集まり、スポーツや文化活動を楽しみながら相互の親睦を深めるため、身体障がい者体育大会等の各種大会に支援を行います。
障がい者スポーツ・レクリエーション指導員の養成	・障がい者が気軽にスポーツに取り組めるよう、フライングディスク等スポーツ・レクリエーションの指導員の養成を行います。

3 選挙と政治参加

【現状と課題】

障がい者の選挙権行使の改善などについて、今回、障害者基本法の一部改正により、新たに施策の方向が示されたところです。

障がい者の選挙権行使を支障無く行えるよう、環境の整備を行います。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
選挙情報の提供	・国等から配布される障がい者用の各種啓発物資については、配布が行き届くよう関係機関と調整します。また、障がい者の状況に配慮した広報活動などに努めます。
投票所の対策	・障がい者の投票を支援するため、障がい者用の駐車場の確保を行うほか、投票所のバリアフリー化を行うなど投票所の改善を図ります。また、視覚障がいや聴覚障がいなどそれぞれの障がい者に対応した投票方法について、国や県とも連携をとって対策を進めます。

4 交流・ふれあいの拡充

【現状と課題】

障がいのある人が地域の中で互いに、豊かな人間関係の中で暮らし続けることができるよう、共に生き、共に支えあう意識を深めていくことが重要であります。

このため、自治会、各地区商工会他地域の団体・関係機関と連携し、障がいのある人も積極的に参加できるイベント等の開催など、多様な交流の機会づくりに取り組む必要があります。

また、社会福祉協議会を軸として、関係機関が連携し、ボランティアのきっかけづくりの場や機会を充実し、身近な地域での障がいのある人とのふれあいや支えあい活動へのボランティア参加を進めます。

すべての市民と障がい者等が互いに理解し連帯してともに支え合いながら、地域で安心して住み続けられるためには、障がいの有無にかかわらず参加できる交流の機会をより多く設け、より多くの市民の参加を呼びかけるとともに、障がい者団体、ボランティア団体等と連携を強化し、ふれあいの場を推進します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
障がいのある人の参加促進	・各種の交流活動・事業への介助者や手話通訳奉仕員などの派遣などに対する支援を進めます。
体験・ふれあいの充実	・小中学校のボランティア活動などを通じて、障がいについての正しい理解を深めるよう努めます。
交流活動の充実	・「佐渡地区障がい者週間推進集会」をはじめ、社会福祉協議会、商工会、自治会等主催の各種イベント開催などを通じて障がい者と一般市民との交流活動を支援します。
障がい者の外出支援	・移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者自立支援法に基づく行動援護、同行援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業を推進します。

第8節 保健・医療の充実と障がいの発生の予防

1 障がいの予防対策の充実

【現状と課題】

障がい者の健康な生活のために保健・医療の充実が重要な課題となっています。

障がいの発生や生活習慣病等の疾病の予防のために、特定健康診査、特定保健指導の充実を図り、市民の健康保持・増進を促進します。また市民の心の健康保持・増進のための相談事業等の充実を図ります。

また、食は人間が生きていくうえで基本的な営みの一つであり、心身ともに健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものです。食を通じて健康でいきいきと元気に地域で生活を続けられるよう推進します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
事故の防止	・障がいの原因となる事故を減らすよう交通安全対策を進めます。また、各事業所に対しても作業現場における安全対策の徹底を要請し、事故の起こらない環境づくりに努めます。

施策・事業	施策の概要
ひきこもり対策やうつ の予防	・ひきこもりやうつ の予防として、外出支援や文化活動、交流会などを通じて、仲間づくりや生きがいを支援します。
歯科保健医療の推進	・治療が必要な人には早期受診を勧め、口腔衛生の保持、増進に努めます。
相談支援体制	・専門医による「こころの健康相談会」を定期的 に開催するほか、保健所の相談員、市の精神保健福祉士や保健師が随時相談を受け、適切な支援を行います。
食育と栄養対策	・生涯を通じて健全な生活を実現して健康を確保するために、食育推進計画に基づき家庭・地域はもとより、各地域の組織等との連携により食育を推進します。

2 障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進

【現状と課題】

障がいの予防と早期発見・早期治療は、障がい者施策の中で最も重要な課題の一つです。また、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーション医療が重要な役割を果たします。

そのため、今後とも、医療機関との連携を図りながら、乳幼児健康診査等の各種健診により疾病や障がいの早期発見・早期治療に努めます。

生活習慣病等の疾病予防や生活支援として、健康診査や健康教育、健康相談、訪問指導を行っています。今後も障がい者に関わる保健・医療分野で、障がい者が健康的な日常生活を送れることや乳幼児期から高齢期まで安心して治療やリハビリテーションが受けられる体制づくりに努めます。

また、精神保健の分野については、精神障がい者の適切な医療を確保するとともに、佐渡保健所や県精神保健福祉センター等と連携を図り相談支援体制の充実に努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
妊産婦・乳幼児健康診査等の保健事業の充実	・乳児健診及び幼児健診において、小児科医による診察・指導を行い、疾病の早期発見に努めます。

施策・事業	施策の概要
保育園等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児や幼児を対象とする保育園等と関係機関の連携により、障がいの疑いのある乳幼児に対して適切な対応に努め、早期の障がい発見に努めます。また、障がいのある幼児等の保育については、対象保育園に加配保育士等を配置し、保育体制の整備を進めます。
早期療育体制の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健診において、障がいの早期発見、治療・早期療育の実現を図ります。 ・早期療育のための保健、医療、福祉、教育等の連携を強化し相談機能の強化を図ります。 ・発達状態に応じた個別相談や関係機関への紹介等、きめ細かな対応を図ります。
発達障がい児への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいが見つかった場合には、関係機関との連携により、相談支援や適切な対応がとれるよう体制の強化を図ります。
障がいに関する正しい知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・自閉症や知的障がい、軽度発達障がいなど障がいに関する情報提供を行い、正しい知識の普及・啓発を行います。

3 保健・医療・リハビリテーションの充実

【現状と課題】

がん、心疾患、脳血管疾患や糖尿病といった生活習慣病が原因で起こる障がいの発生は、その予防、あるいは疾病の早期発見と早期治療が可能であり、総合的な生活習慣病予防対策を推進していくことが重要です。

そこで、若年期からの健康づくりに重点を置いた特定健康診査、特定保健指導等の事業を充実し、特に生活習慣病の予防につながる健康づくり対策の強化を目指します。

また、障がいのある人にとって、障がいの軽減を図り、自立を促進するために、自立支援医療等の給付事業、身近な地域における機能訓練事業や精神障がい者も対象とした総合的な地域リハビリテーションの体制の充実を進めていくことが必要です。

このため、障がいの程度を軽減し自立生活を促進するため、障がいの特性に合った適切な医療やリハビリテーションが提供できるよう地域医療の充実を目指します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
特定健康診査・特定保健指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上により、メタボリックシンドロームや生活習慣病対策を進め、障がいの原因となる疾病の予防に努めます。
障がいのある人が安心して利用できる地域医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡医師会との連携により、障がいのある人が必要な医療を、身近で受診できる環境の充実に努めます。 ・障がいのある人やその家族に対し「かかりつけ医」を持つよう啓発を進めます。
リハビリテーション体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいにより身体の機能が低下している人を対象とする日常生活の自立支援のための訓練を充実します。 ・介護保険制度との連携を図り、加齢にともなう身体機能が低下した障がいのある人へのリハビリテーションを充実します。
医療費の給付	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法の施行に基づく、自立支援医療費給付制度について周知を行い、障がいの原因となる疾病の予防と治療、進行防止等への経済的負担を軽減するため、自立支援医療費等の助成を行います。

4 難病・発達障がいへの支援

【現状と課題】

新しい法律では障害者自立支援法の廃止と「制度の谷間」をなくすことを目的としており、従来の三障がいに加え、重症心身障がい児や難病、高次脳機能障がいのほか、近年、発達障がいや強度行動障がいなどに対する具体的な支援策が求められています。

このため、身近な地域での包括的な相談支援体制の充実に図るとともに、ライフステージを通じて継続的な支援が行われるよう、地域における障がい者支援の仕組みを構築していくことが求められます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
発達障がい等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいの専門職員の配置により、相談支援体制の強化、発達障がいに対する理解の醸成、関係機関との連携、療育を担当する職員の資質の向上を図り、現状の把握と特別支援連携体制の構築を行います。 ・発達障がい児の子育て、関わり方の勉強会（ペアレントトレーニング）をより充実して行い、発達障がい児の子育て支援等を継続して行います。

施策・事業	施策の概要
高次脳機能障がいへの対応	・高次脳機能障がいの実態を把握し、佐渡保健所等関係機関と連携して対応を検討します。
難病対策の推進	・障がい者・高齢の福祉制度に該当しない難病患者に対して、在宅での日常の支援を行う難病患者等居宅生活支援事業を行います。

5 精神障がい者に係る地域移行の促進と医療における適正手続きの確保

【現状と課題】

障害者自立支援法の目的の一つである障がい者の地域移行を進めるとともに、それにとまなう医療手続きの適正化に努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
精神障がい者の地域移行の促進	・生活のしづらさを抱える障がい者に対し、相談にのり、その人その人の障がい特性に応じた支援を関係機関と連携し行うとともに、スムーズに地域へ移行できるように地域との環境づくりに努めます。
医療における適正手続きの確保	・障がい者の状況等によって、適正な手続きがなされるよう、医療機関に要請します。

第5章 計画の推進体制

1 計画の普及啓発

障がい者計画の推進にあたり、本市が障がい者福祉に関して目指すべき方向を市民に理解してもらい、また、行動してもらうため、本計画の普及啓発に努めます。

2 各主体の役割

近年、福祉分野においては、公助、共助、自助の考え方が重要視され、今までの公共機関の公助だけでなく、インフォーマルな形の共助の考え方が重要になりつつあります。各個人、団体においても互いに助け合い、ともに障がい者を支えていけるよう努めていく必要があります。

【障がい者本人の役割】

障がい者は、自分の能力や個性を活かし、障がい福祉サービスを活用しながら地域社会に対して積極的に参加していくことが望まれます。また、障がいにより働くことができない方も日中活動など生きがいを見つけ、いきいきと地域生活を送ることが望まれます。

【市民の役割】

市民は、障がい者に対する理解を深め、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するとともに、ボランティア活動や自主活動など自らできることを考え、行動していくことが望まれます。

【サービス事業者の役割】

サービス事業者は、障がい者の自立に向けて質の高いサービスを提供するために、日々努力していくことが望まれます。

【市及び関係機関の役割】

市は、障がい福祉サービス等の提供基盤を整備するとともに、障がい者、市民、サービス事業者などが活動しやすい環境づくりに努めます。また、保健・医療・福祉分野だけでなく、産業、労働、教育等の関係各分野から

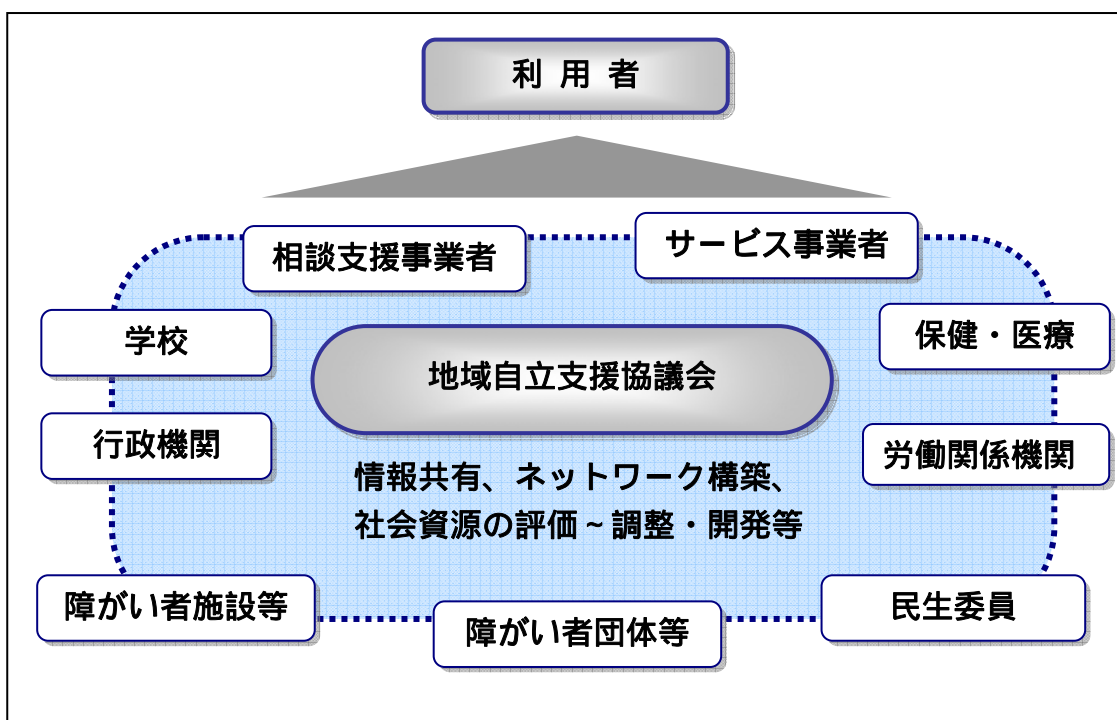
の参加を得て地域自立支援協議会を運営するとともに、県、島外自治体、関係機関、団体等との連携を図り、本計画を推進します。

3 地域自立支援協議会の活用

地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす地域自立支援協議会を設置します。協議会は限られた地域資源を共有して最大活用を図るため、各関係機関の相互連携を強化し、地域ネットワーク充実に向けた協議を行います。

また、本計画の推進に関する必要な事項の検討や着実な進行管理、評価を行います。

【地域自立支援協議会によるネットワーク構築】



4 点検及び評価

(1) 基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しを含め、次期計画の施策に向けた評価を実施します。

国の基本指針に則して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量の他、平成 26 年度末の目標値として設定した項目について、福祉施設の入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価し、この結果に基づいて計画の見直しを実施します。

(2) 点検及び評価体制

サービス提供事業者、相談支援事業者、雇用・教育・医療関係者、障がい当事者団体等で構成される「佐渡市地域自立支援協議会」において、本計画の実施状況の点検や、計画における問題点の把握等を行います。

第2編 第3期佐渡市障がい福祉計画

第6章 障がい福祉計画の基本的考え方

第1節 基本的な理念

計画の基本的理念は、障害者自立支援法の主旨を踏まえ、前計画からの継続性を考慮して、次のとおり定めます。

【障がい福祉計画における基本的理念】

(1) 障がい者の自己決定と自己選択を尊重します

障がいの種別、程度にかかわらず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図っていくための、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

(2) 入所施設等から地域生活への移行を推進します

地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホーム等の居住施設の充実を図るとともに、地域移行支援、地域定着支援事業等の推進により、福祉施設への入所または病院への入院から地域への移行を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行を推進します

就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設等における雇用の場を拡大します。

(4) 相談支援とサービス等利用計画作成体制の充実を図ります

障がいのある人が地域において自立した日常生活、または社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制を確保するとともに、これらのサービスの適切な利用を支えるために相談支援と、サービス等利用計画の作成が必要であり、そのための人材の確保等、適切な相談支援が実施できる体制の充実を図ります。

第2節 基本的な考え方

計画の基本的な考え方についても、障害者自立支援法の基本的な方向性に基づき前期計画から継承し、今回、新たに示された考え方を加え次のとおりとします。

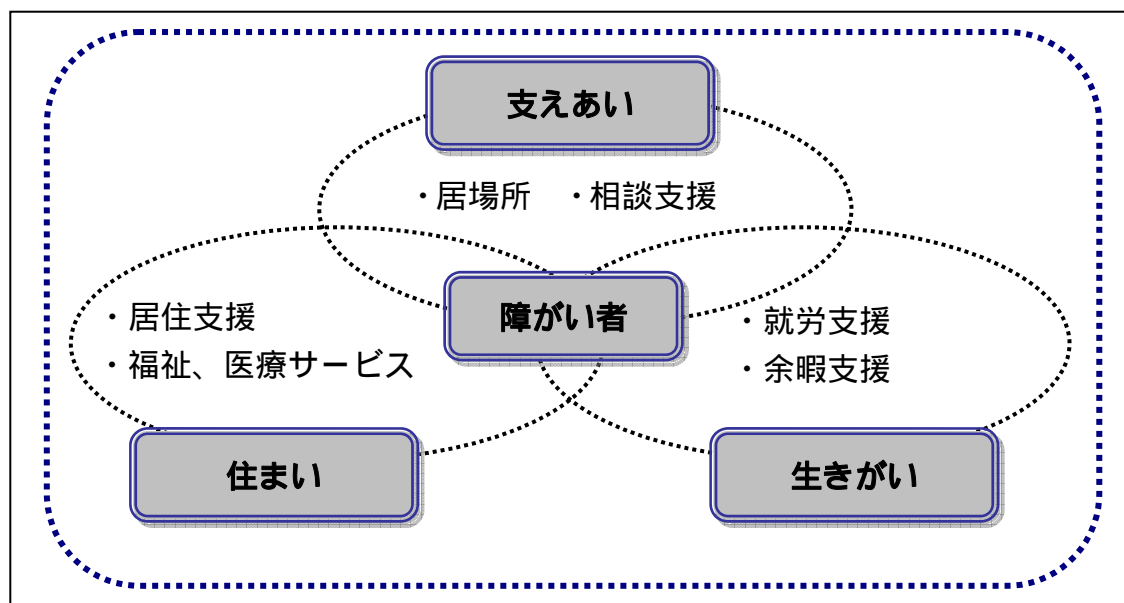
1 日中活動と住まいの場の分離

これからの障がい福祉施策は、地域生活に向けて転換を図ることが求められています。障がい者の生活は、施設・病院での24時間の生活から、地域での生活に移行することにより、日中活動の場と住まいの場にわかれ、地域社会への本人の関わりが大きく広がっていくことが考えられます。また、自宅で暮らしている障がい者が成人して自立することも視野に入れ、乳幼児期から成人・高齢期に至るまでを支えるためには、多様な資源を整備していくことも必要です。

2 自立した地域生活を支える三つの場

「佐渡市障がい福祉計画」では、障がい者の地域生活を支える「住まい」「生きがい」「支えあい」という3つの場から将来のあるべき地域社会を考えていきます。

【自立した地域生活を支える三つの場】



3 一元的なサービス提供

従来は、身体障がいと知的障がいは障がい福祉施策、精神障がいは主として保健・医療施策の対象として、障がい種別ごとに法律や制度が異なり、事業体系が複雑に分立していました。しかし障害者自立支援法の施行により、共通の制度の下で一元的に提供される仕組みになっており、さらに今回、制度の谷間をなくす考え方も示されていることから、従来の三障がいに加え、発達障がいや難病患者についても、今後、適切なサービス提供ができるよう体制の整備を進めます。

4 就労支援事業への取り組み

障がいの有無にかかわらず、働くことは自立した生活を支える基本であり、一人ひとりの可能性を伸ばすことでもあります。

その人らしい、働き方を選択できることはノーマライゼーションの理念からも大切なことです。

障がい者が、その人の適性に応じて多様な働き方を選択できるよう、ハローワーク佐渡や障がい者就業・生活支援センターと連携し就労と生活の両面からの支援に取り組んでいきます。

5 相談支援事業の取り組み

障がい者(児)が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービス提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。この体制を維持・強化するとともに、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できるよう、事業者、労働、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる「佐渡市地域自立支援協議会」において委託事業者の運営評価を実施し、サービス提供の質の向上を目指します。

また、サービス等利用計画の作成を円滑に進めるための相談支援専門員等の人材の確保・育成の体制整備を図ります。

第7章 第2期計画の検証

第1節 第2期計画における数値目標に対する実績

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの第2期計画期間における見込量と実績は次のとおりです。

居宅介護は、平成22年度では人数が見込み量の64人に対し66人となっており、ほぼ計画通りの利用となっています。

重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援については、特に重度の障がい者を対象としていることから、対象者数が少なく利用はありませんでした。

図表7-1 訪問系サービスの第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	見込量	時間	812	1,024	1,190
		人数	58	64	70
	実績	時間	737	863	849
		人数	58	66	75
重度訪問介護	見込量	時間	0	39	39
		人数	0	1	1
	実績	時間	0	0	0
		人数	0	0	0
行動援護	見込量	時間	12	18	24
		人数	2	3	4
	実績	時間	0	0	0
		人数	0	0	0
重度障害者等包括支援	見込量	時間	0	0	12
		人数	0	0	1
	実績	時間	0	0	0
		人数	0	0	0

1か月あたり延べ量。平成23年度は見込値

(2) 日中活動系サービス

新しいサービス体系への移行により生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）においては、急速に利用が拡大し、第2期の期間を通じて見込み量を超える利用となりました。

児童デイサービスは利用がなく、その代わりに、地域生活支援事業の日中一時支援事業が利用されています。

図表7-2 日中活動系サービスの第2期計画における見込み量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	見込み量	人日	294	308	2,738
		人	21	22	103
	実績	人日	376	432	2,503
		人	29	33	131
療養介護	見込み量	人	3	3	3
	実績	人	2	2	2
児童デイサービス	見込み量	人日	12	12	12
		人	3	3	3
	実績	人日	0	0	0
		人	0	0	0
短期入所	見込み量	人日	156	168	336
		人	10	11	18
	実績	人日	89	53	78
		人	12	13	11
自立訓練（機能訓練）	見込み量	人日	80	80	80
		人	10	10	10
	実績	人日	0	8	1
		人	0	1	1
自立訓練（生活訓練）	見込み量	人日	216	252	792
		人	18	22	39
	実績	人日	79	102	42
		人	7	4	3

人日分：1か月あたり延べ量、人分：1か月あたり実量。平成23年度は見込値

図表7-3 日中活動系サービスの第2期計画における見込量と実績（つづき）

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	見込量	人日	20	20	374
		人	1	1	17
	実績	人日	21	426	567
		人	2	24	32
就労継続支援（A型）	見込量	人日	0	20	20
		人	0	1	1
	実績	人日	0	0	0
		人	0	0	0
就労継続支援（B型）	見込量	人日	460	960	1,100
		人	23	48	55
	実績	人日	508	1,113	1,933
		人	33	68	111

人日分：1か月あたり延べ量、人分：1か月あたり実量。平成23年度は見込値

（3）居住系サービス

居住系サービスの利用状況は、共同生活介護は見込量より少なくなりましたが、共同生活援助は、ほぼ見込量通りとなっています。

施設入所支援は、新体系への移行が進み人数は大きく伸びています。

図表7-4 居住系サービスの第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
共同生活介護 （ケアホーム）	見込量	人	12	12	17
	実績	人	10	8	9
共同生活援助 （グループホーム）	見込量	人	11	11	18
	実績	人	14	17	16
施設入所支援	見込量	人	5	5	118
	実績	人	6	6	98

1か月あたり実量。平成23年度は見込値

(4) サービス利用計画

サービス等利用計画の作成件数は、実績がありませんでした。

図表7-5 サービス等利用計画の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
指定相談支援	見込量	人	1	1	1
	実績	人	0	0	0

年間実人数。平成23年度は見込値

2 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

障害者相談支援事業

相談支援事業の実施箇所数は、平成23年度は1か所増え、2か所となりました。

図表7-6 相談支援の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援 実施箇所数	見込量	箇所	2	2	3
	実績	箇所	1	1	2

各年度とも月平均利用分。平成23年度については見込値。

地域自立支援協議会の設置

本市では平成19年度から地域自立支援協議会を設置しています。

図表7-7 地域自立支援協議会の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域自立支援協議会	見込量	箇所	1	1	1
	実績	箇所	1	1	1

障害児等療育支援事業

障害児等療育支援事業は、実績がありませんでした。

図表7-8 障害児等療育支援事業の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害児等療育支援事業	見込量	箇所	0	0	1
	実績	箇所	0	0	0

平成23年度については見込値。

(2) 市町村相談支援機能強化事業

市町村相談支援機能強化事業は、見込みどおり実施しています。

図表7-9 市町村相談支援機能強化事業の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市町村相談支援機能強化事業	見込量	箇所	1	1	2
	実績	箇所	1	1	1

平成23年度については見込値。

(3) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、見込みどおり実施しています。

図表7-10 成年後見制度利用支援事業の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施箇所数	見込量	箇所	1	1	1
	実績	箇所	1	1	1

平成23年度については見込値。

(4) コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業は、平成23年度まで実績がありませんでした。

図表7-11 コミュニケーション事業の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業	見込量	人	0	2	2
	実績	人	0	0	0

年間利用分。平成23年度は見込値。

(5) 日常生活用具給付等事業

介護訓練支援用具はほぼ見込み値と同水準の利用となりましたが、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具では、見込み値を大きく超えて利用されています。

これらに対し、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）では見込み値を下回っています。

図表7-12 日常生活用具給付等事業の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護訓練支援用具	見込量	件	8	8	8
	実績	件	7	7	8
自立生活支援用具	見込量	件	2	2	3
	実績	件	7	14	15
在宅療養等支援用具	見込量	件	1	1	1
	実績	件	56	46	50
情報・意思疎通支援用具	見込量	件	0	0	1
	実績	件	31	14	45
排せつ管理支援用具	見込量	件	960	960	960
	実績	件	515	1,096	554
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	見込量	件	4	5	6
	実績	件	5	4	2

年間利用分。平成 23 年度は見込値。

(6) 移動支援事業

移動支援事業は、利用人数、利用時間ともに見込み値を大きく超えています。

図表7-13 移動支援事業の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
移動支援事業	見込量	人	2	2	2
	実績	人	2	5	5
	見込量	時間	22	22	22
	実績	時間	76	102	105

年間利用分。平成 23 年度は見込値。

(7) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは平成 23 年度から 2 箇所で開催しています。

図表7-14 地域活動支援センターの第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
基礎的事業 (佐渡市内)	見込量	箇所	2	3	3
		人	-	-	-
	実績	箇所	2	3	2
		人	26	34	24
機能強化事業 (佐渡市内)	見込量	箇所	2	1	1
		人	-	-	-
	実績	箇所	2	2	0
		人	26	26	0

年間利用分。平成 23 年度は見込値。

(8) その他事業

訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、ほぼ当初の見込みどおりの利用となっています。

図表7-15 訪問入浴サービス事業の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問入浴サービス	見込量	件	2	4	6
	実績	件	3	5	5

年間利用分。平成 23 年度は見込値。

日中一時支援事業

日中一時支援事業は、半数程度の利用ですが、事業量は増加傾向にあります。

図表7-16 日中一時支援事業の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日中一時支援事業	見込量	人	30	40	45
	実績	人	19	21	26

年間利用分。平成 23 年度は見込値。

社会参加促進事業（水泳教室）

社会参加促進事業（水泳教室）は、実績がありませんでした。

図表7-17 日中一時支援事業の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
水泳教室	見込量	人	120	150	200
	実績	人	0	0	0

年間利用分。平成 23 年度は見込値。

自動車改造助成事業

自動車改造助成事業の利用者は、平成 23 年度は 4 人の見通しです。

図表7-18 自動車改造助成事業の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自動車改造助成事業	見込量	件	6	6	6
	実績	件	0	2	4

年間利用分。平成 23 年度は見込値。

第 8 章 福祉サービス等の数値目標

第 1 節 数値目標

1 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針に従って施設入所者の地域生活への移行目標は下記図表 8-1 のとおりとなります。佐渡市では、施設入所者の削減目標として 5 人（地域移行 32 人、新規入所 27 人）を定め、入所者を 100 人とします。また、地域生活移行者数目標は 11 人とします。

図表8-1 施設入所者の地域生活への移行目標

項目	数 値	備 考
平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数(A)	105 人	平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	100 人	平成 26 年度末時点の利用人員 地域移行 32 人 新規入所 27 人
【目標値】削減見込み (A - B)	5 人 4.7 %	差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数	11 人 10.5 %	施設入所から G H ・ C H 等へ移行した者の数

2 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行者は、4人を目標とします。

図表8-2 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
平成17年度の一般就労移行者数	1人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	4人 4倍	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(2) 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数は、福祉施設利用者のうち44人を目標とします。

図表8-3 就労移行支援事業の利用者数の目標

項目	数値	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数	375人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】目標年度の 就労移行支援事業の利用者数	44人 11.7%	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

(3) 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

就労継続支援A型事業の利用者は、市内に施設がないことから、5人の利用を目標とします。B型は今後とも利用希望は増えるものと思われませんが、就労移行支援と就労継続支援A型への移行を目指し、平成26年度の目標は145人とし、あわせて150人を見込みます。

図表8-4 就労継続支援事業の利用者数の目標

項目	数値	備考
平成 26 年度末の就労継続支援（A 型）事業の利用者（A）	5 人	平成 26 年度末において就労継続支援（A 型）事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援（B 型）事業の利用者	145 人	平成 26 年度末において就労継続支援（B 型）事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援（A 型 + B 型）事業の利用者（B）	150 人	平成 26 年度末において就労継続支援（A 型 + B 型）事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労継続支援（A 型）事業の利用者の割合（A）/（B）	3.4 %	平成 26 年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A 型）事業を利用する者の割合

第2節 障がい福祉サービス

1 訪問系サービス

(1) サービスの内容

居宅生活を支援する「訪問系サービス」内容は次のとおりです。

図表 8-5 訪問系サービスの事業内容

サービス名	内容等
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴・排せつ・食事及び通院の介護等を行います。 対象者：障害程度区分1以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護が必要な方に、自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時の介護を行います。 対象者：障害程度区分4以上で所定の項目に該当する方
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上困難があり、常に介護が必要な方に、危険を回避するために必要な援護及び外出時における介護を行います。 対象者：障害程度区分3以上で所定の項目に該当する方
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方につき、サービスを包括的に行います。 対象者：障害程度区分6で所定の項目に該当する方
同行援護	視覚障がい者で、移動に著しい困難を有する人に対し、外出及び移動時における必要な視覚的情報の支援、移動、排泄、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。 対象者：支給対象者を特定するための独自の評価指標に該当する人

(2) 数値目標

居宅介護は、第2期計画期間の実績と今後の利用を見込み、平成26年度で140人の利用、月平均利用時間は1人あたり11時間として、利用時間を1,540時間とします。

重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援は、利用対象者が少ないことから、1人から2人の利用を見込みます。新規の同行援護については、1人を見込みます。

図表 8-6 訪問系サービスの数値目標

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護	利用時間	1,100	1,320	1,540
	利用人数	100	120	140
重度訪問介護	利用時間	39	78	78
	利用人数	1	2	2
行動援護	利用時間	6	6	12
	利用人数	1	1	2
重度障害者等包括支援	利用時間	0	0	12
	利用人数	0	0	1
同行援護	利用時間	8	8	8
	利用人数	1	1	1

1 か月あたり延べ量

2 日中活動系サービス

(1) サービスの内容

日中活動を支援する「日中活動系サービス」内容は次のとおりです。

図表 8-7 日中活動系サービスの事業内容

サービス名	内容等
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 障害程度区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上である方及び年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分2（施設へ入所する場合は区分3）以上である方を対象とします。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害程度区分6の方及び筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって障害程度区分5以上の方を対象とします。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、一定期間、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる65歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	内容等
就労継続支援（A型）	就労機会の提供を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能であり利用開始時に65歳未満である方に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方、あるいは一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方に、雇用契約は結ばない就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

（2）数値目標

生活介護は、引き続き利用の拡大を見込み、平成26年度で利用人数を175人、利用日数を3,286人日とします。

自立訓練は、機能訓練は平成26年度で利用人数を2人、利用日数を44人日見込、生活訓練は、平成26年度で利用人数を4人、利用日数を88人日とします。

就労関係のサービスでは、国の数値目標の指針や県との調整により、就労移行支援は44人を目標とし、就労継続支援は、A型を5人、B型を145人として、あわせて150人の利用を見込みます。利用日数は、就労移行支援は968人日、就労継続支援A型は110人日、B型は3,190人日とします。

療養介護は、新体系への完全移行に伴い、現況の2人に対し、12人の利用を見込みます。

短期入所は施設整備を見込み、平成22年の13人に対し、平成26年度で30人、日数は300日を見込みます。

図表 8-8 日中活動系サービスの数値目標

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	人日分	2,886	2,970	3,286
	人	150	157	175
自立訓練（機能訓練）	人日分	22	22	44
	人	1	1	2
自立訓練（生活訓練）	人日分	66	66	88
	人	3	3	4
就労移行支援	人日分	880	924	968
	人	40	42	44
就労継続支援（A型）	人日分	0	0	110
	人	0	0	5
就労継続支援（B型）	人日分	2,640	3,080	3,190
	人	120	140	145
療養介護	人	11	12	12
短期入所	人日分	220	250	300
	人	20	25	30

人日分：1か月あたり延べ量、人分：1か月あたり実量

3 居住系サービス

（1）サービスの内容

住まいの場となる「居住系サービス」内容は次のとおりです。

図表 8-9 居住系サービスの事業内容

サービス名	内容等
共同生活介護 （ケアホーム）	障害程度区分2以上の知的障がい者及び精神障がい者に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	知的障がい者及び精神障がい者に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 数値目標

共同生活介護、共同生活援助、施設入所支援は、国の基本指針にもとづく数値目標(本章1数値目標)との整合により目標値を見込んでいます。それぞれ、市内の施設定員や利用見込み等を勘案して設定しています。

共同生活介護、共同生活援助は現況の25人に対し、将来の施設整備等を見込み、平成26年度で35人を見込みます。施設入所支援は、ケアホーム等への移行を見込み、平成26年度は地域移行、新規入所者を見込み100人とします。

図表 8-10 居住系サービスの事業内容

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活介護(ケアホーム) 共同生活援助(グループホーム)	人	25	30	35
施設入所支援	人	115	115	100

1か月あたり実量

4 指定相談支援サービス

(1) サービスの内容

支給決定を受けた障がい者が、指定相談支援事業者から「指定相談支援」(サービス利用計画の作成、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整：サービスの利用のあっせん・調整・契約援助・モニタリングなど)等を受けた場合、サービス利用計画作成費が支給されます。このサービス利用計画作成費については、利用者負担はありません。

今後は、特に個別支援計画等の作成を円滑に行うため、関係事業所との連携のもとに、相談支援専門員の確保、育成に努めます。

(2) 数値目標

相談支援は、対象者を平成24年度で100人、平成25年度で150人、平成26年度で150人を見込み、計画策定及びモニタリングの回数を加算して求めています。その結果、計画相談支援は平成26年度には、月平均で72回、地域移行支援、地域定着支援は、それぞれ月あたり1人を見込みます。

図表8-11 相談支援サービスの事業内容

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	人	22	48	72
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1

1 か月あたり実量

第 3 節 地域生活支援事業

1 相談支援事業

(1) サービスの内容

障がいのある人の福祉に関する各般の問題につき、障がいのある人本人、あるいは保護者、介護者からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、権利擁護のための支援、専門機関の紹介、ケアマネジメント等の必要な情報の提供及び助言等を行います。

(2) 数値目標

相談支援事業の実施箇所は、平成 25 年度で 3 か所を見込みます。

図表8-12 相談支援事業の数値目標

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業	箇所	2	3	3
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有

2 市町村相談支援機能強化事業

(1) サービスの内容

一般的な相談支援に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（精神保健福祉士等）を配置し、相談支援機能の強化を図ります。

(2) 数値目標

相談機能の強化を図るため、市町村相談支援機能強化事業を実施します。

図表8-13 市町村相談支援事業機能強化事業の数値目標

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	有	有	有

3 成年後見制度利用支援事業

(1) サービスの内容

知的障がい者又は精神障がい者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる方が成年後見制度を利用する場合、申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)の支払いが困難な場合、その全部又は一部を助成します。

(2) 数値目標

成年後見制度利用支援事業は継続して実施し、成年後見センターの整備を推進し、利用促進を目指した広報活動や相談等を強化します。

図表8-14 成年後見制度利用支援事業の数値目標

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有

4 コミュニケーション支援事業

(1) サービスの内容

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な方に対して、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。派遣に関わる部分の利用者負担はありません。

(2) 数値目標

手話通訳者・手話奉仕員、要約筆記者派遣事業は、過去の実績をもとにして、平成 26 年度までのサービス必要量を 2 人と見込みます。

図表8-15 コミュニケーション支援事業の数値目標

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者設置事業	人	0	2	2
手話通訳者・手話奉仕員、要約筆記者派遣事業	人	2	2	2

年間事業量

5 日常生活用具給付等事業

(1) サービスの内容

日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の要件を満たす用具を給付します。

利用者負担は、原則基準額の 1 割です。

(2) 数値目標

平成 26 年度における日常生活用具給付等事業の目標値を、現在の利用状況から求め、以下の通り見込みます。

図表8-16 日常生活用具給付等事業の数値目標

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護訓練支援用具	件	7	7	7
自立生活支援用具	件	13	13	13
在宅療養等支援用具	件	50	50	50
情報・意思疎通支援用具	件	18	18	18
排せつ管理支援用具	件	1,080	1,080	1,080
住宅改修費	件	5	5	5

年間事業量

6 移動支援事業

(1) サービスの内容

屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出です。

(2) 数値目標

移動支援事業の目標は、平成 26 年度で 3 人を見込み、利用時間は 30 時間とします。

図表8-17 移動支援事業の数値目標

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業	利用見込	3	3	3
	延べ時間	30	30	30

年間事業量

7 地域活動支援センター事業

(1) サービスの内容

地域活動支援センターでは、障がい者等が通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行います。このうち「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行い、「機能強化事業」として相談機能、機能訓練、小規模作業所等の機能を実施する事業があります。

(2) 数値目標

基礎的事業は市内 2 か所で実施します。平成 26 年度の利用者数は 30 人を見込みます。

また機能強化事業は 1 か所で、平成 26 年度の利用者数は 20 人を見込みます。

図表8-18 地域活動支援センター事業の数値目標

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
基礎的事業（市内事業所）	箇所	2	2	2
	利用見込	25	27	30
機能強化事業（市内事業所）	箇所	1	1	1
	利用見込	15	17	20

年間事業量

8 その他の事業

（1）訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅で入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

平成 22 年度の実績をもとに、平成 26 年度のサービス量を 12 人と見込みます。

図表8-19 訪問入浴サービス事業の数値目標

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問入浴	人	8	10	12

年間事業量

（2）日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

平成 26 年度のサービス量は 60 人日の利用を見込みます。

図表8-20 日中一時支援事業の数値目標

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中一時支援事業	人日	50	55	60

年間事業量

(3) 自動車運転免許取得費助成・自動車改造費等助成事業

自動車運転免許取得及び自動車改造に要する費用の一部を助成します。
利用目標は、ほぼ現況の利用件数を見込みます。

図表8-21 自動車運転免許取得費助成・自動車改造費等助成事業の数値目標

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
運転免許取得助成	利用件数	1	1	1
自動車改造助成	利用件数	6	6	6

年間事業量

第9章 サービス見込量の確保の方策

サービスの利用を希望する障がいのある人自らが、必要とするサービスを主体的に選択することができるよう、市内各サービス事業所への指導・助言や各種支援を通じて、サービスの充実・強化を図るとともに、民間事業者やNPO等の参入を促進し、質量とも充実したサービス提供基盤の確保に努めます。

1 在宅生活支援サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護の訪問系のサービスについては、障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、市内の事業所を中心とするサービス提供体制の充実に努めます。障がいの程度や状況等に応じたきめ細かいサービスを提供出来るよう、県や事業所と連携しサービスの質の向上を図ります。

短期入所については、利用者が必要とするときに利用できるよう、施設整備を含め、受入体制の充実に努めます。

2 日中活動の場となるサービス

介護給付における生活介護と療養介護、訓練等給付における自立訓練（機能訓練、生活訓練）就労移行支援、就労継続支援の日中活動系サービスについては、関係事業者と連携し、サービス提供体制の強化、促進を図ります。

サービス見込量の確保に向け、施設整備の検討を含め、受入体制の確保に努めます。

3 住まいの場となるサービス

障がいのある人の地域における生活の場を確保していくため、障害者自立支援法に基づく共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の新規開設について、運営法人等と協議・検討を進めます。

施設入所については、利用者のニーズを把握し、入所施設等の関係機関と調整を図り、効率的な利用に努めます。

4 相談支援

相談支援サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用出来るよう周知に努めます。

サービス利用計画の作成やサービス利用に関する連絡・調整が障がいのある人に対して適切に行われるよう、指定相談支援事業所等と連携しサービス提供体制の充実を図ります。

5 地域生活支援事業

相談支援事業については、より利用しやすい窓口となるようサービスの向上に努め、また、障がい福祉サービスの利用援助や関係機関との連携が適切に行われるよう相談支援体制の整備を図ります。また、地域自立支援協議会の運営を強化し、地域の関係機関と連携し相談支援の質の向上を図ります。

成年後見制度利用支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、その他事業については、障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。また、利用者が使いやすいサービスとなるための検討を行っていきます。

第2次佐渡市障がい者計画/第3期佐渡市障がい福祉計画



発行：平成24年 月

企画・編集：新潟県 佐渡市 社会福祉課
新潟県佐渡市千種 232 番地

TEL：(0259) 63-5113

FAX：(0259) 63-5121

H P：http://www.city.sado.niigata.jp/
